

(別紙)

相互協議の手續について（事務運営指針）新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>1 通則</p> <p>1 用語の意義</p> <p>イ～チ（同右）</p> <p><u>リ 納税の猶予 租税特別措置法第 66 条の4の2《国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予》第1項又は第 68 条の 88 の2《連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予》第1項に規定する納税の猶予をいう。</u></p> <p><u>ヌ 納税の猶予等の取扱要領 昭和 51 年6月3日付徴徴3-2ほか1課共同「納税の猶予等の取扱要領の制定について(法令解釈通達)」において定める納税の猶予等の取扱要領</u></p>	<p>第1 通則</p> <p>1 用語の意義</p> <p>この事務運営指針において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>イ 租税条約 我が国が締結した、所得に対する租税に関する二重課税の回避又は脱税の防止のための条約並びに遺産、相続及び贈与に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための条約をいう。</p> <p>ロ 相手国 我が国が締結した租税条約が適用される国をいう。</p> <p>ハ 相互協議 租税条約の規定に基づく、我が国の権限ある当局と相手国の権限ある当局との協議をいう。</p> <p>ニ 租税条約実施特例省令 租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令(昭和 44 年大蔵・自治省令第1号)をいう。</p> <p>ホ 相続税条約実施特例省令 遺産、相続及び贈与に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の実施に伴う相続税法の特例等に関する法律の施行に関する省令(昭和 44 年大蔵省令第 36 号)をいう。</p> <p>ヘ 移転価格課税 我が国における租税特別措置法第 66 条の4《国外関連者との取引に係る課税の特例》第 1 項若しくは第 68 条の 88《連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例》第1項の規定に基づく課税又は相手国におけるこれらに類する課税をいう。</p> <p>ト 移転価格事務運営要領 平成 13 年6月1日付査調7-1ほか3課共同「移転価格事務運営要領の制定について(事務運営指針)」において定める移転価格事務運営要領をいう。</p> <p>チ 連結法人に係る移転価格事務運営要領 平成 17 年 4 月 28 日付査調7-4ほか3課共同「連結法人に係る移転価格事務運営要領の制定について(事務運営指針)」において定める連結法人に係る移転価格事務運営要領をいう。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>をいう。</u></p> <p>ル 事前確認 移転価格事務運営要領1-1(23)に規定する事前確認(移転価格事務運営要領 5-22 において本支店間取引について準用する場合を含む。)若しくは連結法人に係る移転価格事務運営要領 1-1(24)に規定する事前確認又は相手国におけるこれらに類するものをいう。</p> <p>ヲ (同右)</p> <p>ヅ (同右)</p> <p>カ (同右)</p> <p>ク (同右)</p> <p>ケ (同右)</p> <p>コ (同右)</p> <p>ク (同右)</p> <p>ケ (同右)</p> <p>コ (同右)</p> <p>ク (同右)</p> <p>ケ (同右)</p> <p>コ (同右)</p> <p>ウ (同右)</p> <p>キ 庁徴収課 国税庁徴収部徴収課をいう。</p> <p>ク (同右)</p> <p>オ 局特別整理部門 国税局徴収部特別整理総括第一課(関東信越及び名古屋国税局にあつては特別整理総括課、札幌、仙台、広島、高松、福岡及び熊本国税局にあつては特別整理第一部門、金沢国税局にあつては特別整理部門)又は沖縄国税事務所特別整理部門をいう。</p> <p>ク 局関係課 国税局課税第一部(金沢、高松及び熊本国税局にあつては課税部)課税総括</p>	<p>リ 事前確認 移転価格事務運営要領1-1(22)に規定する事前確認(移転価格事務運営要領 5-22 において本支店間取引について準用する場合を含む。)若しくは連結法人に係る移転価格事務運営要領 1-1(24)に規定する事前確認又は相手国におけるこれらに類するものをいう。</p> <p>ヌ 確定申告書 所得税法第2条第1項第 37 号及び法人税法第2条第 31 号に規定する確定申告書、相続税法第1条の2第2号及び第3号に規定する申告書並びにこれらに添付することとされている書類をいう。</p> <p>ル 連結確定申告書 法人税法第2条第 31 号の3に規定する連結確定申告書及びこれに添付することとされている書類をいう。</p> <p>ヲ 個別帰属額等の届出書 法人税法第 81 条の 25 第1項及び第2項の規定により連結子法人がその本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出することとされている書類をいう。</p> <p>ヅ 居住者 所得税法第2条第1項第3号に規定する居住者をいう。</p> <p>カ 非居住者 所得税法第2条第1項第5号に規定する非居住者をいう。</p> <p>ク 内国法人 法人税法第2条第3号に規定する内国法人をいう。</p> <p>ケ 外国法人 法人税法第2条第4号に規定する外国法人をいう。</p> <p>コ 連結親法人 法人税法第2条第 12 号の7の2に規定する連結親法人をいう。</p> <p>ク 連結子法人 法人税法第2条第 12 号の7の3に規定する連結子法人をいう。</p> <p>ケ 連結法人 法人税法第2条第 12 号の7の4に規定する連結法人をいう。</p> <p>コ 申立者 我が国において相互協議の申立てを行った個人又は内国法人をいう。</p> <p>ク 国外関連者 租税特別措置法第 66 条の4第1項若しくは第 68 条の 88 第1項に規定する国外関連者又は相手国の移転価格課税に関する法令上これらに類する者をいう。</p> <p>ウ 庁相互協議室 国税庁長官官房国際業務課相互協議室をいう。 (新設)</p> <p>エ 庁主管課 国税庁課税部課税総括課、個人課税課、資産課税課若しくは法人課税課、国税庁徴収部管理課又は国税庁調査査察部調査課をいう。 (新設)</p> <p>ウ 局関係課 国税局課税第一部(金沢、高松及び熊本国税局にあつては課税部)課税</p>

改 正 後	改 正 前
<p>課、個人課税課若しくは資産課税課、国税局課税第二部(金沢、高松及び熊本国税局にあつては課税部)法人課税課、国税局徴収部管理課若しくは徴収課、国税局調査査察部(東京及び大阪国税局にあつては調査第一部、名古屋国税局にあつては調査部)調査管理課又は沖縄国税事務所課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、徴収課若しくは調査課をいう。</p> <p>ヤ <u>管理・徴収担当部門 税務署において管理・徴収事務を所掌している部門(管理・徴収部門が設置されていない税務署においては総務課)をいう。</u></p> <p>マ <u>法人担当部門 税務署において、法人税、源泉所得税、法人の資産の譲渡等に係る消費税、酒税及び間接諸税事務を所掌している部門をいう。</u></p> <p>2 相互協議の実施</p> <p>(1) 庁相互協議室は、個別事案に係る相互協議を行う。<u>なお、1りで定める納税の猶予の事務は、局特別整理部門が行う。</u></p> <p>(注) 租税条約の一般的解釈に係る相互協議は、財務省主税局が行うものであることに留意する。</p> <p>(2)及び(3) (同右)</p> <p>第2 居住者・内国法人等からの申立てに係る相互協議</p> <p>3 相互協議の申立てができる場合</p> <p>(同右)</p>	<p>総括課、個人課税課若しくは資産課税課、国税局課税第二部(金沢、高松及び熊本国税局にあつては課税部)法人課税課、国税局徴収部管理課、国税局調査査察部(東京及び大阪国税局にあつては調査第一部、名古屋国税局にあつては調査部)調査管理課又は沖縄国税事務所課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、徴収課若しくは調査課をいう。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 相互協議の実施</p> <p>(1) 庁相互協議室は、個別事案に係る相互協議を行う。</p> <p>(注) 租税条約の一般的解釈に係る相互協議は、財務省主税局が行うことに留意する。</p> <p>(2) 庁相互協議室は、租税条約の規定に適合しない課税の排除を目的として、事案の適切かつ迅速な解決に努める。</p> <p>(3) 庁相互協議室は、相互協議の実施に当たり、必要に応じ、庁主管課その他の関係部局と意見交換を行う。</p> <p>(注) 相互協議又は相互協議の合意の内容が地方公共団体が課する租税に係るものであるときは、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第8条《租税条約に基づく協議等で地方税に係るものに関する手続》第1項の規定に従い、あらかじめ総務省との協議が必要であることに留意する。</p> <p>第2 居住者・内国法人等からの申立てに係る相互協議</p> <p>3 相互協議の申立てができる場合</p> <p>相互協議の申立ては、租税条約の規定に基づき、租税条約実施特例省令第12条《租税条約の規定に適合しない課税に関する申立ての手続》若しくは第13条《双方居住者の取扱いに係る協議に関する申立ての手続》又は相続税条約実施特例省令第3条《二重課税に関する申立ての手続》の規定に従って行うことができる。</p> <p>(注) 相互協議の申立てを行うことができるのは、例えば次のような場合である。</p> <p>イ 内国法人とその国外関連者との間における取引に関し、我が国又は相手国において移転価格課税を受け、又は受けるに至ると認められることを理由として、当該内国法人</p>

改 正 後	改 正 前
<p>4 期間制限 (同右)</p> <p>5 事前相談 (1)～(3) (同右)</p>	<p>が、我が国の権限ある当局と相手国の権限ある当局との協議を求める場合</p> <p>ロ 内国法人とその国外関連者との間における取引に係る事前確認について、当該内国法人が、移転価格事務運営要領又は連結法人に係る移転価格事務運営要領に規定する事前確認の申出を行うとともに、我が国の権限ある当局と相手国の権限ある当局との協議を求める場合</p> <p>ハ 居住者又は内国法人が、相手国における恒久的施設の有無又は相手国にある恒久的施設に帰属する所得の金額について、相手国において租税条約の規定に適合しない課税を受け、又は受けるに至ると認められることを理由として、我が国の権限ある当局と相手国の権限ある当局との協議を求める場合</p> <p>ニ 居住者又は内国法人が、相手国において行われる所得税の源泉徴収について、租税条約の規定に適合しない課税を受け、又は受けるに至ると認められることを理由として、我が国の権限ある当局と相手国の権限ある当局との協議を求める場合</p> <p>ホ 非居住者で日本の国籍を有する者が、相手国において、当該相手国の国民よりも重い課税又は要件を課され、又は課されるに至ると認められることを理由として、我が国の権限ある当局と相手国の権限ある当局との協議を求める場合</p> <p>ヘ 居住者で相手国の法令により当該相手国の居住者ともされる者が、租税条約の適用上その者が居住者であるとみなされる国の決定について、我が国の権限ある当局と相手国の権限ある当局との協議を求める場合</p> <p>ト 相続税法に規定する相続税又は贈与税の納税義務者が、相続税条約実施特例省令第3条の規定により、二重課税回避のため、我が国の権限ある当局と相手国の権限ある当局との協議を求める場合</p> <p>4 期間制限 租税条約によっては、相互協議の申立ての期間制限があることに留意する(別表参照)。</p> <p>5 事前相談 (1) 庁相互協議室は、相互協議の申立て前に相談(代理人を通じた匿名の相談を含む。)があった場合には、これに応じる。 (2) 事前確認に係る申立て前の相談については、庁相互協議室からの連絡を受け、庁主管課又は局担当課(移転価格事務運営要領5-6又は連結法人に係る移転価格事務運営要領5-6に規定する局担当課をいう。)は、必要に応じこれに加わる。 (注) 事前確認については、審査担当部局である局担当課においても確認申出前の相談に応じているので(移転価格事務運営要領5-6又は連結法人に係る移転価格</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(4) <u>庁相互協議室は、(1)の相談に応じた場合に、相談者が納税の猶予申請の意思を有していることを把握した場合には、必要に応じ、その旨庁主管課及び庁徴収課に連絡する。</u></p> <p>(5) (同右)</p> <p>(6) <u>庁主管課及び庁徴収課は、庁相互協議室から(4)により納税の猶予申請の意思の連絡を受けた場合には、必要に応じ、局関係課及び局特別整理部門に必要な指示を行う。</u></p> <p>(7) <u>局関係課は、庁主管課及び庁徴収課から(5)又は(6)の指示を受けた場合には、所轄税務署長に必要な指示を行う。</u></p> <p>6 相互協議の申立ての手續</p> <p>(1) (同右)</p>	<p>事務運営要領5-6参照)、相互協議を求める事前確認については、庁相互協議室と局担当課のいずれもが相談窓口となり得ることに留意する。</p> <p>(3) 庁相互協議室は、(1)の相談に応じた場合には、必要に応じ、庁主管課に、相互協議の実施又は相互協議の合意内容に沿った処理の実施に当たり必要となる確定申告書(連結法人に係る場合には、連結確定申告書及び個別帰属額等の届出書)、更正決議書、源泉所得税調査簿、一件別徴収カード等の書類(以下「確定申告書等」という。)の保存措置を講じることを求める。</p> <p>(新設)</p> <p>(4) 庁主管課は、庁相互協議室から(3)により確定申告書等の保存措置を講じることを求められた場合には、国税庁の行政文書の取扱いに関する訓令(平成12年国税庁訓令第1号)別表4に定める保存期限を経過しても当該確定申告書等を廃棄しないよう局関係課に指示する。</p> <p>(新設)</p> <p>(5) 局関係課は、庁主管課から(4)の指示を受けた場合には、所轄税務署長に必要な指示を行う。</p> <p>6 相互協議の申立ての手續</p> <p>(1) 相互協議の申立ては、「相互協議申立書」(別紙様式1)2部及び次に掲げる資料(以下「添付資料」という。)1部を、納税地の所轄税務署長に提出することにより行われるものとする。</p> <p>なお、連結子法人の取引に対する課税に係る相互協議及び連結子法人とその国外関連者との間における取引を対象とする事前確認の申出に係る相互協議については、その連結子法人の連結親法人が納税地の所轄税務署長に申立てを行うことにより行われるものとする。</p> <p>イ 申立てが我が国又は相手国における課税に係るものである場合には、更正通知書等当該課税の事実を証する書類の写し、当該課税に係る事実関係の詳細及び当該課税に対する申立者又はその国外関連者の主張の概要を記載した書面(課税に至っていない場合には、課税を受けるに至ると認められる事情の詳細及び当該事情に対する申立者又はその国外関連者の主張の概要を記載した書面)</p> <p>ロ 申立てが我が国又は相手国における課税に係るものである場合において、申立者又はその国外関連者が当該課税について不服申立て又は訴訟を行っているときは、</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(2) (同右)</p> <p>7 納税の猶予</p> <p><u>内国法人が3に掲げる相互協議の申立てをした場合又は外国法人が相手国の権限ある当局に対し相互協議の申立てをした場合には、当該内国法人又は外国法人は、当該申立てに係る租税特別措置法第66条の4第16項第1号又は第68条の88第16項第1号に掲げる更正決定により納付すべき法人税の額及び当該法人税の額に係る加算税の額として租税特別措置法施行令第39条の12の2《<u>国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予の申請手続等</u>》第1項又は第39条の112の2《<u>連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予の申請手続等</u>》第1項で定めるところにより計算した金額を限度として、1月で定める納税の猶予を申請することができる。</u></p> <p>(1) <u>納税の猶予の要件</u></p> <p><u>租税特別措置法第66条の4の2又は第68条の88の2の規定に基づき納税の猶予を認めることができるのは、次に掲げる要件のすべてに該当する場合である。</u></p>	<p>イに掲げる資料に加え、不服申立て又は訴訟を行っている旨及び申立者又はその国外関連者の主張の概要を記載した書面並びに不服申立書又は訴状の写し</p> <p>ハ 申立てが我が国又は相手国における移転価格課税に係るものである場合には、イに掲げる資料に加え、当該申立ての対象となる取引の当事者間の直接若しくは間接の資本関係又は実質的支配関係を示す資料</p> <p>ニ 申立てが租税条約実施特例省令第13条《<u>双方居住者の取扱いに係る協議に関する申立ての手続</u>》に係るものであり、かつ、租税条約又はこれに付随する政府間の取決めにおいて相互協議を行うに当たり考慮すべき事項が定められている場合には、イに掲げる資料に加え、その定められている事項に関する資料</p> <p>ホ 申立者又はその国外関連者が相手国の権限ある当局に相互協議の申立てを行っている場合には、イに掲げる資料に加え、その旨を証する書類の写し</p> <p>ヘ その他協議の参考となる資料</p> <p>(2) 申立者の納税地の所轄税務署長は、收受した相互協議申立書の1部を保管するとともに、他の1部及び添付資料を庁相互協議室に送付する。</p> <p>(注) 相互協議の申立てが事前確認に係るものである場合には、関係資料は、確認申出書又は連結確認申出書に添付され、確認申出法人又は確認申出連結法人の納税地の所轄税務署長(確認申出法人又は確認申出連結法人が調査課所管法人である場合には、所轄国税局長又は沖縄国税事務所長)から庁主管課経由で庁相互協議室に回付されることに留意する(移転価格事務運営要領5-1から5-5又は連結法人に係る移転価格事務運営要領5-1から5-5まで参照)。</p> <p>(新設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>イ <u>申請者である内国法人又は外国法人が租税特別措置法第 66 条の4第 16 項第 1 号又は第 68 条の 88 第 16 項第 1 号に掲げる更正決定を受けていること。</u></p> <p>ロ <u>申請者である内国法人又は外国法人が相互協議の申立てをしていること。</u></p> <p>ハ <u>イにより納付すべき更正決定に係る法人税の金額のうち納税の猶予を受けようとする金額(以下「納税の猶予に係る法人税」という。)がロによる相互協議の申立てに係る相手国との間の相互協議の対象となるものであること。</u></p> <p>ニ <u>納税の猶予に係る法人税の額以外の国税の滞納がないこと。</u></p> <p>ホ <u>原則として、納税の猶予に係る法人税の額に相当する担保の提供があること。</u></p> <p>(2) <u>申請手続</u></p> <p>イ <u>納税の猶予を受けようとする内国法人又は外国法人は、所轄税務署長(当該内国法人又は外国法人に係る国税について国税通則法第 43 条《国税の徴収の所轄庁》第3項の規定に基づき国税局長に徴収の引継ぎがされている場合は、所轄国税局長)に、納税の猶予に係る法人税その他所要の事項を記載した「納税の猶予申請書」(別紙様式 6-1)2部(正本及びその写し)、(3)に掲げる添付書類2部を提出するとともに、併せて(4)及び(5)に定めるところにより担保を提供しなければならない。</u></p> <p>(注) <u>納税の猶予の申請は、納税の猶予に係る法人税について租税特別措置法第 66 条の 4 第 16 項第1号又は第 68 条の 88 第 16 項第 1 号に掲げる更正決定がされた後でなければならないことに留意する。</u></p> <p>ロ <u>收受した納税の猶予申請書の正本((3)に掲げる添付書類 1 部を含む。)及び担保は管理・徴収担当部門に、当該申請書の写し((3)に掲げる添付書類1部を含む。)は法人担当部門に回付する。ただし、納税の猶予申請書が国税局長に提出された場合は、この限りでない。</u></p> <p>(3) <u>添付書類</u></p> <p><u>納税の猶予申請書には、次の書類各2部を添付する。</u></p> <p>イ <u>3に掲げる相互協議又は相手国の権限ある当局に対する相互協議の申立てをしたことを証する書類(相手国の権限ある当局に対する相互協議を申し立てている場合には、当該申立ての翻訳資料を添付する。)</u></p> <p>ロ <u>納税の猶予に係る法人税が、租税特別措置法第 66 条の4第 16 項第1号又は第 68 条の 88 第 16 項第 1 号に掲げる更正決定により納付すべき法人税の額であること及び相互協議の申立てに係る相手国との間の相互協議の対象となるものであることを明らかにする書類</u></p> <p>(4) <u>担保の提供</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p><u>納税の猶予を受けようとする内国法人又は外国法人は、次に掲げる場合を除き、納税の猶予申請書の提出に併せて、納税の猶予に係る金額に相当する担保を提供しなければならない。ただし、納税の猶予に係る法人税につき滞納処分により差し押さえられた財産があるときは、その担保の額は、その猶予する金額からその財産の価額(当該財産のうち国税への充当見込額に限る。)を控除した額を限度とする。</u></p> <p><u>イ 納税の猶予に係る法人税が 50 万円以下である場合</u></p> <p><u>ロ 担保を提供することができない特別の事情がある場合</u></p> <p>(5) 担保の種類及び提供手続</p> <p><u>イ 担保の種類</u></p> <p><u>納税の猶予の担保は、国税通則法第 50 条《担保の種類》各号に規定する次に掲げるものとする(具体的には、納税の猶予等の取扱要領第4章第2節参照)。</u></p> <p><u>① 国債及び地方債</u></p> <p><u>② 社債(特別の法律により設立された法人が発行する債券を含む。)その他の有価証券で税務署長又は国税局長が確実に認めるもの</u></p> <p><u>③ 土地</u></p> <p><u>④ 建物、立木及び登記される船舶並びに登録を受けた飛行機、回転翼航空機及び自動車並びに登記を受けた建設機械で、保険に付したもの</u></p> <p><u>⑤ 鉄道財団、工場財団、鉱業財団、軌道財団、運河財団、漁業財団、港湾運送事業財団、道路交通事業財団及び観光施設財団</u></p> <p><u>⑥ 税務署長又は国税局長が確実に認める保証人の保証</u></p> <p><u>⑦ 金銭</u></p> <p><u>ロ 担保の提供手続</u></p> <p><u>申請者は、担保の提供に当たっては、次に掲げる書類のほか、担保の種類に応じて納税の猶予等の取扱要領第4章第2節に掲げる書類を併せて提出する。なお、管理・徴収担当部門又は局特別整理部門は、担保及び関係書類を受領した場合には、納税の猶予等の取扱要領に定める担保整理簿に担保の明細等を記載し、その事績を明らかにしておくものとする。</u></p> <p><u>① 担保提供書(別紙様式 6-2)</u></p> <p><u>② 第三者の所有財産を担保とする場合には、担保を提供することについてのその第三者の承諾の文言が記載されている担保提供書及び印鑑証明書</u></p> <p><u>③ 担保が、法人又は無能力者の所有物である場合には、代表者又は法定代理人(その代理行為が民法第 826 条《利益相反行為》の規定に該当するときは特別代理人)の</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p><u>資格を証する書面及び印鑑証明書</u></p> <p>(6) <u>国税局長への徴収の引継ぎ</u></p> <p><u>管理・徴収担当部門は、納税の猶予申請書の提出を受けた場合には、当該申請をした者に係る国税について速やかに局特別整理部門に対し国税通則法第43条第3項に基づく徴収の引継ぎを行う。</u></p> <p>(7) <u>納税の猶予関係書類の回付</u></p> <p>イ <u>管理・徴収担当部門は、(2)ロにより回付を受けた納税の猶予申請書の正本((3)に掲げる添付書類1部を含む。)及び担保を局特別整理部門に引き継ぐとともに、納税の猶予に係る法人税の額以外の国税の滞納の有無について連絡する。ただし、納税の猶予申請書が国税局長に提出された場合には、この限りでない。</u></p> <p>ロ <u>法人担当部門は、(2)ロにより回付を受けた納税の猶予申請書の写し((3)に掲げる添付書類1部を含む。)を庁相互協議室に送付する。ただし、納税の猶予申請書が国税局長に提出された場合には、この限りでない。</u></p> <p>ハ <u>局特別整理部門は、イ及びロのただし書に掲げる場合には、納税の猶予申請書の正本((3)に掲げる添付書類1部を含む。)及び担保を保管するとともに、当該申請書の写し((3)に掲げる添付書類1部を含む。)を庁徴収課を通じて庁相互協議室に送付する。</u></p> <p>(8) <u>納税の猶予の対象となる額の連絡</u></p> <p>イ <u>法人担当部門及び局調査課（国税局調査査察部（東京及び大阪国税局にあつては調査第一部、名古屋国税局にあつては調査部）調査管理課及び沖縄国税事務所調査課をいう。以下7において同じ。）は、移転価格調査に当たって内国法人又は外国法人が納税の猶予の意思を有していることを把握した場合には、当該納税の猶予の対象となる額を、徴収の引継ぎを受ける局特別整理部門及び庁主管課（法人担当部門においては、局法人課税課（国税局課税第二部（金沢、高松及び熊本国税局にあつては課税部）法人課税課及び沖縄国税事務所法人課税課をいう。以下7において同じ。）経由）に通知する。</u></p> <p>ロ <u>庁主管課（国税庁課税部法人課税課又は国税庁調査査察部調査課をいう。以下7において同じ。）は、局関係課（局調査課又は局法人課税課をいう。以下7において同じ。）からイの通知を受けた場合には、当該通知に係る納税の猶予の対象となる額を庁相互協議室に通知する。</u></p> <p>ハ <u>庁相互協議室は、(7)ロ又はハにより納税の猶予申請書の写しの送付を受けた場合において、必要と認められるときは、庁主管課に対して納税の猶予の対象となる額を確認する。</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p>ニ 庁主管課は、<u>庁相互協議室からハによる連絡を受けた場合は、局調査課又は法人担当部門（局法人課税課経由）に対して、納税の猶予の対象となる額を庁相互協議室（庁主管課経由）及び局特別整理部門に通知するよう指示を行う。</u></p> <p>(9) <u>相手国の権限ある当局への相互協議の申立ての確認等</u></p> <p><u>外国法人から納税の猶予の申請が行われた場合には、庁相互協議室は、外国法人が相互協議の申立てを行ったとされる相手国の権限ある当局に対し、当該納税の猶予の申請に係る法人税についての相互協議の申立ての有無につき照会するとともに、その後の状況についても適時に確認する。</u></p> <p><u>(注) 当該納税の猶予に係る国税について相手国で相互協議の申立てが行われたか否かは、原則として相手国からの相互協議の申入れにより確認し、庁徴収課を通じて局特別整理部門へ連絡する。</u></p> <p><u>当該連絡は、原則として 22(1)及び(3)による通知により行うものとする。</u></p> <p>(10) <u>納税の猶予要件の調査等</u></p> <p><u>イ 徴収の引継ぎを受けた局特別整理部門は、内国法人又は外国法人から提供された担保が納税の猶予に係る金額に相当するものか否か及び納税の猶予に係る法人税以外の国税の滞納の有無について調査する。</u></p> <p><u>なお、担保の評価については、納税の猶予等の取扱要領第4章第2節によることとする。</u></p> <p><u>ロ 庁相互協議室は、(7)ロ又はハにより納税の猶予申請書の写しの送付を受けた場合には、当該申請について、(1)イ、ロ及びハの要件に該当しているか否かを確認の上、庁徴収課を通じて局特別整理部門に連絡する。</u></p> <p><u>(注) 当該連絡は、原則として 14(3)及び(4)による相互協議を申し入れる旨の通知又は 22(1)及び(3)による通知により行うものとする。</u></p> <p>(11) <u>納税の猶予の許可</u></p> <p><u>イ 局特別整理部門は、納税の猶予の申請があった場合において、(1)に掲げる要件を充足しているときは、納税の猶予の申請に係る法人税について納税を猶予する。この場合において、局特別整理部門は、納税の猶予をした旨、猶予に係る金額その他必要な事項を申請者（保証人及び物上保証人を含む。）に通知する（別紙様式 6-3）。</u></p> <p><u>なお、納税の猶予申請書に記載した法人税の額及びその加算税の額が(8)に掲げる局関係課から連絡を受けた納税の猶予の対象となる額を超える場合は、当該納税の猶予の対象となる額を限度として納税を猶予する。</u></p> <p><u>ロ イに該当する場合には、局特別整理部門は、局関係課及び庁相互協議室（庁徴収課</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p><u>経由)にその旨を通知する。</u></p> <p><u>ハ ロの通知を受けた局関係課は、その旨を庁主管課に通知する(局法人課税課は、法人担当部門にも併せて通知する。)</u>。</p> <p><u>(12) 納税の猶予期間</u></p> <p><u>納税の猶予の期間は、租税特別措置法第 66 条の4第 16 項第1号又は第 68 条の 88 第 16 項第 1 号に掲げる更正決定に係る法人税の納期限(納税の猶予の申請が当該納期限後である場合は、当該申請の日)から、相互協議の相手国の権限ある当局との間の合意に基づく更正があった日(次に掲げる場合にあっては、国税庁長官がその場合に該当する旨を通知した日)の翌日から1月を経過するまでの期間(以下「納税の猶予期間」という。)である。</u></p> <p><u>イ 相互協議を継続した場合であっても合意に至らないと国税庁長官が認める場合において、国税庁長官が当該相互協議に係る相手国の権限ある当局に当該相互協議の終了の申入れをし、当該権限ある当局の同意を得たとき。</u></p> <p><u>ロ 相互協議を継続した場合であっても合意に至らないと当該相互協議に係る相手国の権限ある当局が認める場合において、国税庁長官が当該権限ある当局から当該相互協議の終了の申入れを受け、国税庁長官が同意したとき。</u></p> <p><u>ハ 租税特別措置法第 66 条の4第 16 項第1号又は第 68 条の 88 第 16 項第 1 号に掲げる更正決定に係る法人税の額に関し、合意が行われた場合において、当該合意の内容が当該法人税の額を変更するものでないとき。</u></p> <p><u>(13) 延滞税の免除</u></p> <p><u>納税の猶予をした場合には、その猶予をした法人税に係る延滞税のうち納税の猶予期間(納税の猶予の申請が当該法人税の納期限以前である場合には、当該申請の日を起算日として当該納期限までの期間を含む。)に対応する部分の金額は、免除する。ただし、(15)に掲げる納税の猶予の取消しの基因となるべき事実が生じた場合には、その生じた日後の期間に対応する部分の金額については、免除しないことができる。</u></p> <p><u>(14) 納税の猶予の不許可</u></p> <p><u>イ 局特別整理部門は、納税の猶予の申請があった場合において、(1)に掲げる納税の猶予の要件を充足していないときは、納税の猶予の申請に係る法人税について納税を猶予しないこととする。この場合において、局特別整理部門は、納税の猶予をしない旨を申請者(保証人及び物上保証人を含む。)に通知する(別紙様式 6-4)。</u></p> <p><u>ロ イに該当する場合には、局特別整理部門は、局関係課及び庁相互協議室(庁徴収課経由)にその旨を通知する。</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p><u>ハ ロの通知を受けた局関係課は、その旨を庁主管課に通知する(局法人課税課は、法人担当部門にも併せて通知する。)</u></p> <p>(15) <u>納税の猶予の取消し</u></p> <p><u>イ 局特別整理部門は、納税の猶予を受けた者が次のいずれかに該当する場合には、その猶予を取り消すことができる。</u></p> <p><u>① 相互協議の申立てを取り下げたとき。</u></p> <p><u>② 相互協議に必要な書類の提出につき協力しないとき。</u></p> <p><u>③ 国税通則法第 38 条《繰上請求》第1項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その者がその猶予に係る法人税を猶予期間内に完納することができないと認められるとき。</u></p> <p><u>④ 猶予に係る法人税につき提供された担保について国税局長が国税通則法第 51 条《担保の変更等》第1項の規定によってした命令に応じないとき。</u></p> <p><u>⑤ 猶予を受けた者の財産の状況その他の事情の変化により、その猶予を継続することが適当でないと認められるとき。</u></p> <p><u>(注) 庁相互協議室、局調査課又は法人担当部門は、納税の猶予を受けた内国法人若しくは外国法人について財産の状況その他の事情の変化があったことを把握した場合には、遅滞なく局特別整理部門(庁相互協議室においては、庁徴収課経由。法人担当部門においては、局法人課税課経由。)にその旨を連絡する。</u></p> <p><u>ロ 局特別整理部門は、イの規定により納税の猶予を取り消す場合には、イ①及び③に該当するときを除き、あらかじめ、その猶予を受けた者の弁明を聞かなければならない。ただし、その者が正当な理由なくその弁明をしないときは、この限りでない。</u></p> <p><u>ハ 局特別整理部門は、イの規定により納税の猶予を取り消したときは、その旨を納税の猶予を受けた者(保証人及び物上保証人を含む。)に通知する(別紙様式 6-5)。この場合において、局特別整理部門は、局関係課及び庁相互協議室(庁徴収課経由)にその旨を通知する。</u></p> <p><u>ニ ハの通知を受けた局関係課は、その旨を庁主管課に通知する(局法人課税課は、法人担当部門にも併せて通知する。)</u></p> <p>(16) <u>相互協議の合意等に伴う処理</u></p> <p><u>イ 法人担当部門又は局調査課は、納税の猶予の対象となっている法人税に係る相互協議が複数あり、その一部の相互協議につき、次に掲げる事実に係る連絡を受けた場合には、他の継続する相互協議に係る納税の猶予額を再計算し、徴収の引継ぎを受けた局特別整理部門及び庁主管課(法人担当部門においては、局法人課税課経由)に通</u></p>	

改正後	改正前
<p>知する。</p> <p>① 18 相互協議の合意</p> <p>② 19 相互協議の終了</p> <p>③ 20 相互協議申立ての取下げ</p> <p>④ 28 相互協議の合意</p> <p>⑤ 29 相互協議の終了</p> <p>ロ 庁主管課は、局関係課からイの通知を受けた場合には、当該通知に係る納税の猶予の対象となる額を庁相互協議室に通知する。</p> <p>ハ イの通知を受けた局特別整理部門は、一部の相互協議の合意等による担保の一部解除等の必要な処理を行うとともに、他の継続する相互協議に係る納税の猶予の対象となる額を納税の猶予を受けた者に通知する(別紙様式 6-6)。この場合において、局特別整理部門は、局関係課及び庁相互協議室(庁徴収課経由)にその旨を通知する。</p> <p>ニ ハの通知を受けた局関係課は、その旨を庁主管課に通知する(局法人課税課は、法人担当部門にも併せて連絡する。)</p> <p>8 確定申告書等の保存措置等</p> <p>(1) (同右)</p> <p>(2) 庁主管課は、庁相互協議室から(1)により確定申告書等の保存措置を講じることを求められた場合には、5(5)に定めるところにより局関係課に指示する。</p> <p>(3) (同右)</p> <p>9 相互協議申立書の記載事項の検討等</p> <p>(1)及び(2) (同右)</p>	<p>7 確定申告書等の保存措置等</p> <p>(1) 庁相互協議室は、6(2)により相互協議申立書及び添付資料の送付を受けた場合には、相互協議の申立てがあった旨を相互協議申立書の写しを添付して庁主管課に通知するとともに、申立者(当該申立ての対象となる取引等が連結子法人に係るものである場合には、申立者及び当該連結子法人)の確定申告書等の保存措置を講じることを求める。</p> <p>(2) 庁主管課は、庁相互協議室から(1)により確定申告書等の保存措置を講じることを求められた場合には、5(4)に定めるところにより局関係課に指示する。</p> <p>(3) 局関係課は、庁主管課から(2)の指示を受けた場合には、申立者の納税地の所轄税務署長(当該申立ての対象となる取引等が連結子法人に係るものである場合には、申立者の納税地の所轄税務署長及び当該連結子法人の所轄税務署長)に必要な指示を行う。</p> <p>8 相互協議申立書の記載事項の検討等</p> <p>(1) 庁相互協議室は、相互協議申立書の記載事項又は添付資料に不備があるときは、申立者に補正を求める。</p> <p>(2) 庁相互協議室は、申立てが我が国における課税に係るものである場合には、庁主管課に、当該課税の内容(課税に至っていない場合には、事実関係の概要)を記載した書類の提出を求める。</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>10</u> 資料の提出 (同右)</p> <p><u>11</u> 翻訳資料の提出 (同右)</p> <p><u>12</u> 提出資料等の説明 (同右)</p> <p><u>13</u> 提出資料等の変更等の連絡 (1)及び(2) (同右)</p> <p><u>14</u> 相手国の権限ある当局への相互協議の申入れ (1)及び(2) (同右)</p> <p>(3) 庁相互協議室は、申立者に(2)の通知を行った場合には、その旨を庁主管課及び所轄税務署長に通知する。<u>(なお、当該通知に係る相互協議の対象となっている法人税が納税の猶予に係るものである場合には、庁徴収課にも併せて通知する。)</u></p> <p><u>(4) 庁主管課及び庁徴収課は、庁相互協議室から(3)の通知を受けた場合には、その旨を</u></p>	<p><u>9</u> 資料の提出 庁相互協議室は、申立者に、相互協議の実施のために必要と認められる資料の提出を求める。</p> <p><u>10</u> 翻訳資料の提出 庁相互協議室は、必要に応じ、申立者に、添付資料その他の提出資料のうち外国語で記載された資料について、日本語訳を添付するよう求める。</p> <p><u>11</u> 提出資料等の説明 庁相互協議室は、必要に応じ、申立者(当該申立ての対象となる取引等が連結子法人に係るものである場合には、申立者又は連結子法人)に、添付資料その他の提出資料についての説明を求める。</p> <p><u>12</u> 提出資料等の変更等の連絡 (1) 庁相互協議室は、申立者に、相互協議申立書又は添付資料その他の提出資料に誤り又は重要な変更があった場合には遅滞なく連絡するよう求める。 (2) 庁相互協議室は、申立者に、相手国における課税処分、不服審査又は事前確認審査の進捗状況等について遅滞なく連絡するよう求める。</p> <p><u>13</u> 相手国の権限ある当局への相互協議の申入れ (1) 庁相互協議室は、6(2)により相互協議申立書及び添付資料の送付を受け、その申立てに理由があると認める場合には、次に掲げる場合を除き、相手国の権限ある当局に相互協議を申し入れる。ただし、当該申立てに係る課税、事前確認等について既に相手国の権限ある当局から相互協議の申入れが行われている場合は、相互協議の申入れは行わない。 イ 相互協議申立書の記載事項又は添付書類に不備があるために、庁相互協議室が申立者に補正を求めたにもかかわらず、申立者が補正に応じない場合 ロ 相互協議の申立てが事前確認に係るものである場合において、申立者が移転価格事務運営要領又は連結法人に係る移転価格事務運営要領に規定する事前確認の申出を行っていない場合 (2) 庁相互協議室は、(1)ただし書の場合を除き、相手国の権限ある当局に相互協議を申し入れない場合には、その旨を申立者に通知する。 (3) 庁相互協議室は、申立者に(2)の通知を行った場合には、その旨を庁主管課及び所轄税務署長に通知する。</p> <p>(新設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>局関係課及び局特別整理部門に通知する。</u></p> <p><u>15</u> 法人が連結グループへ加入等又は連結法人が連結グループから離脱等若しくは他の連結グループへ加入した場合の取扱い (1)～(6) (同右)</p> <p><u>16</u> 申立者への相互協議の進ちよく状況の説明 庁相互協議室は、申立者(当該申立ての対象となる取引等が連結子法人に係るものである場合には、申立者又は当該連結子法人。以下 <u>17</u>において同じ。)からの求めにより又は必要に応じ、相互協議の実施に支障のない範囲において、相互協議の進ちよく状況を申立者に説明する。</p> <p><u>17</u> 合意に先立っての申立者の意向の確認 (1)及び(2) (同右)</p>	<p><u>14</u> 法人が連結グループへ加入等又は連結法人が連結グループから離脱等若しくは他の連結グループへ加入した場合の取扱い</p> <p>(1) 相互協議申立書を提出した法人が連結法人となった場合、又は相互協議申立ての対象となった取引等を有する連結法人が他のグループの連結法人となった場合で、その法人が引き続き相互協議の申立てを行うときは、庁相互協議室は、当該連結法人の連結親法人に対し、速やかに「連結加入等法人の相互協議申立ての継続届出書」(別紙様式5)3部を連結親法人の納税地の所轄税務署長に提出するよう求める。</p> <p>(2) 相互協議申立ての対象となった取引等を有する連結法人が、連結法人以外の法人となった場合で、その法人が引き続き相互協議の申立てを行うときは、庁相互協議室は当該法人に対し、速やかに「連結離脱等法人の相互協議申立ての継続届出書」(別紙様式5)3部を納税地の所轄税務署長に提出するよう求める。</p> <p>(3) (1)又は(2)により届出書の提出を受けた場合には、所轄税務署長は、当該届出書1部を保管するとともに、相互協議申立書の提出を行った法人の納税地の所轄税務署長及び庁相互協議室へ各1部送付する。</p> <p>(4) 庁相互協議室は(3)により届出書の送付を受けた場合には、写しを添付して庁主管課に通知するとともに相手国の権限ある当局へも通知する。</p> <p>(5) 庁主管課は(4)により通知を受けた場合には、局関係課に通知する。</p> <p>(6) 届出書の提出があった場合には、当該届出書の提出を行った法人から、その納税地の所轄税務署長に対し相互協議の申立てがなされたものとして、当該法人に対し、その後については相互協議の事務運営指針の規定を適用する。</p> <p><u>15</u> 申立者への相互協議の進ちよく状況の説明 庁相互協議室は、申立者(当該申立ての対象となる取引等が連結子法人に係るものである場合には、申立者又は当該連結子法人。以下 <u>16</u>において同じ。)からの求めにより又は必要に応じ、相互協議の実施に支障のない範囲において、相互協議の進ちよく状況を申立者に説明する。</p> <p><u>16</u> 合意に先立っての申立者の意向の確認</p> <p>(1) 庁相互協議室は、相手国の権限ある当局と合意に至ると認められる状況となった場合には、合意に先立ち、合意案の内容を文書で申立者に通知するとともに、申立者が当該合意内容に同意するかどうかを申立者に確認する。</p> <p>(2) 庁相互協議室は、申立者が当該合意内容に同意することを確認した後に、相手国の権限ある当局と合意する。</p>

改正後	改正前
<p><u>18</u> 相互協議の合意の通知</p> <p>(1) (同右)</p> <p>(2) 庁相互協議室は、申立者に(1)の通知を行った場合には、その旨を当該通知書の写しを添付して庁主管課及び申立者の納税地の所轄税務署長に通知する。<u>(なお、当該通知に係る相互協議の対象となっている法人税が納税の猶予に係るものである場合には、庁徴収課にも併せて通知する。)</u></p> <p>(3) 庁主管課及び庁徴収課は、庁相互協議室から(2)の通知を受けた場合には、申立者の納税地の租税条約及び法令等の規定に基づき、相互協議の合意内容に沿った処理<u>及び納税の猶予に係る処理</u>を行うよう局関係課及び局特別整理部門に指示する。</p> <p>(4) (同右)</p>	<p><u>17</u> 相互協議の合意の通知</p> <p>(1) 庁相互協議室は、相互協議において合意に至った場合には、申立者に、「相互協議の合意について(通知)」(別紙様式2)により、合意に至った年月日及び合意内容を通知する。</p> <p>(2) 庁相互協議室は、申立者に(1)の通知を行った場合には、その旨を当該通知書の写しを添付して庁主管課及び申立者の納税地の所轄税務署長に通知する。</p> <p>(3) 庁主管課は、庁相互協議室から(2)の通知を受けた場合には、申立者の納税地の租税条約及び法令等の規定に基づき、相互協議の合意内容に沿った処理を行うよう局関係課に指示する。</p> <p>(4) 局関係課は、庁主管課から(3)の指示を受けた場合には、申立者の納税地の所轄税務署長に、相互協議の合意内容に沿った処理を行うために必要な指示を行う。</p>
<p><u>19</u> 相互協議の終了</p> <p>(1) (同右)</p> <p>へ <u>17(1)</u>の確認を行った場合において、申立者が権限ある当局間の合意案に同意しなかった場合</p> <p>ト (同右)</p> <p>(2) (同右)</p> <p>(3) 庁相互協議室は、申立者に(2)の通知を行った場合には、その旨を庁主管課及び申立</p>	<p><u>18</u> 相互協議の終了</p> <p>(1) 庁相互協議室は、次に掲げる場合には、相手国の権限ある当局に、相互協議の終了を申し入れる。</p> <p>イ 相互協議開始後、相互協議の申立てに係る事項が、租税条約において相互協議の対象とされているものでないことが判明した場合</p> <p>ロ 相互協議の申立てが事前確認に係るものである場合において、申立者が当該事前確認の申出を取り下げた場合</p> <p>ハ 相互協議申立書又は添付資料その他の提出資料に虚偽の記載等があった場合</p> <p>ニ 申立者から相互協議に必要な資料の提出等について協力が得られない場合</p> <p>ホ 我が国又は相手国における課税後相当期間が経過している等の理由から、相互協議に必要な資料を収集することができない場合</p> <p>へ <u>16(1)</u>の確認を行った場合において、申立者が権限ある当局間の合意案に同意しなかった場合</p> <p>ト その他相互協議を継続しても適切な解決に至ることができないと認められる場合</p> <p>(2) 庁相互協議室は、(1)の相互協議終了の申入れについて相手国の権限ある当局の同意が得られた場合又は相手国の権限ある当局からの相互協議終了の申入れについて同意した場合には、相互協議を終了した旨を「相互協議の終了について(通知)」(別紙様式3)により申立者に通知する。</p> <p>(3) 庁相互協議室は、申立者に(2)の通知を行った場合には、その旨を庁主管課及び申</p>

改正後	改正前
<p>者の納税地の所轄税務署長に通知する。(なお、当該通知に係る相互協議の対象となっている法人税が納税の猶予に係るものである場合には、庁徴収課にも併せて通知する。)</p> <p><u>(4) 庁主管課及び庁徴収課は、庁相互協議室から(3)の通知を受けた場合には、法令等の規定に基づき、納税の猶予に係る処理を行うよう局特別整理部門に指示する。</u></p> <p>20 相互協議の申立ての取下げ</p> <p>(1) 相互協議申立書の提出後、<u>14(2)の通知</u>(相互協議を申し入れない旨の通知)、<u>18(1)の通知</u>(相互協議の合意の通知)又は <u>19(2)の通知</u>(相互協議の終了の通知)を受けるまでは、申立者は相互協議の申立てを取り下げることができるものとして取り扱う。</p> <p>(2) 同右</p> <p>(3) 申立者の納税地の所轄税務署長は、收受した相互協議申立ての取下書1部を法人担当部門にて保管し、<u>写しを管理・徴収担当部門へ回付</u>するとともに、他の1部を庁相互協議室に送付する。<u>この場合において、管理・徴収担当部門は、局特別整理部門への徴収の引継ぎの有無を調査し、徴収の引継ぎをしている場合には、取下書の写しを局特別整理部門に送付する。</u></p> <p>(4) (同右)</p> <p>21 確定申告書等の保存措置の解除</p> <p>(1) 庁相互協議室は、5(3)又は <u>8(1)</u>により庁主管課に確定申告書等の保存措置を講じることを求めた後、相互協議の申立てが行われなかったこと、相手国の権限ある当局に相互協議の申入れを行わなかったこと、相互協議において合意に至ったこと、相互協議が合意に至らず終了したこと又は相互協議の申立てが取り下げられたことにより当該確定申告書等の保存措置が必要でなくなった場合には、その旨を庁主管課に通知する。</p> <p>(2)及び(3) (同右)</p> <p>第3 相手国の権限ある当局からの申入れに係る相互協議</p>	<p>立者の納税地の所轄税務署長に通知する。</p> <p>(新設)</p> <p>19 相互協議の申立ての取下げ</p> <p>(1) 相互協議申立書の提出後、<u>13(2)の通知</u>(相互協議を申し入れない旨の通知)、<u>17(1)の通知</u>(相互協議の合意の通知)又は <u>18(2)の通知</u>(相互協議の終了の通知)を受けるまでは、申立者は相互協議の申立てを取り下げることができるものとして取り扱う。</p> <p>(2) 相互協議申立ての取下げは、「相互協議申立ての取下書」(別紙様式4)2部を、申立者の納税地の所轄税務署長に提出することにより行われるものとする。</p> <p>(3) 申立者の納税地の所轄税務署長は、收受した相互協議申立ての取下書1部を保管するとともに、他の1部を庁相互協議室に送付する。</p> <p>(4) 庁相互協議室は、(3)により相互協議申立ての取下書の送付を受けた場合には、相手国の権限ある当局に、相互協議の申立てが取り下げられたために相互協議を終了する旨を通知するとともに、庁主管課に、相互協議の申立てが取り下げられた旨を取下書の写しを添付して通知する。</p> <p>20 確定申告書等の保存措置の解除</p> <p>(1) 庁相互協議室は、5(3)又は <u>7(1)</u>により庁主管課に確定申告書等の保存措置を講じることを求めた後、相互協議の申立てが行われなかったこと、相手国の権限ある当局に相互協議の申入れを行わなかったこと、相互協議において合意に至ったこと、相互協議が合意に至らず終了したこと又は相互協議の申立てが取り下げられたことにより当該確定申告書等の保存措置が必要でなくなった場合には、その旨を庁主管課に通知する。</p> <p>(2) 庁主管課は、庁相互協議室から(1)の通知を受けたときは、当該保存措置を解除するよう局関係課に指示する。</p> <p>(3) 局関係課は、庁主管課から(2)の指示を受けたときは、申立者の納税地の所轄税務署長(当該申立ての対象となる取引等が連結子法人に係るものである場合には、申立者の納税地の所轄税務署長及び当該連結子法人の所轄税務署長)に必要な指示を行う。</p> <p>第3 相手国の権限ある当局からの申入れに係る相互協議</p>

改正後	改正前
<p><u>22</u> 相互協議の申入れがあった場合の手続</p> <p>(1) 相手国の権限ある当局から租税条約の規定に基づく相互協議の申入れがあった場合には、庁相互協議室は、当該申入れが <u>23</u> から <u>25</u> までに定める場合に該当する場合を除き、次に掲げる事項を庁主管課に通知するとともに、確定申告書等の保存措置を講じることを求める。<u>(なお、当該通知に係る相互協議の対象となっている法人税が納税の猶予に係るものである場合には、庁徴収課にも併せて通知する。)</u></p> <p>イ～チ (同右)</p> <p>(2) 庁主管課は、庁相互協議室から(1)により確定申告書等の保存措置を講じることを求められた場合には、<u>5(5)</u>に定めるところにより、保存期限を経過しても当該確定申告書等を廃</p>	<p><u>21</u> 相互協議の申入れがあった場合の手続</p> <p>(1) 相手国の権限ある当局から租税条約の規定に基づく相互協議の申入れがあった場合には、庁相互協議室は、当該申入れが <u>22</u> から <u>24</u> までに定める場合に該当する場合を除き、次に掲げる事項を庁主管課に通知するとともに、確定申告書等の保存措置を講じることを求める。</p> <p>イ 当該申入れを行った相手国の国名</p> <p>ロ 当該申入れがあった年月日</p> <p>ハ 当該申入れが、非居住者又は外国法人に対する我が国における課税に係るものである場合(へに掲げる場合に該当する場合を除く。)には、当該非居住者又は外国法人の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、相互協議の対象となる期間又は事業年度、課税が行われた年月日、当該非居住者又は外国法人の納税管理人が定められている場合には当該納税管理人の氏名及び住所等</p> <p>ニ 当該申入れが、非居住者又は外国法人の我が国にある恒久的施設に対する我が国における課税に係るものである場合には、ハに掲げる事項に加え、当該恒久的施設の名称及び所在地</p> <p>ホ 当該申入れが、外国法人の我が国にある恒久的施設を取引の当事者とする移転価格課税に係るものである場合には、ハ及びニに掲げる事項に加え、当該課税の対象となった取引の他方の当事者の名称及び所在地</p> <p>へ 当該申入れが、我が国の源泉徴収義務者が行った源泉徴収に係るものである場合には、当該源泉徴収義務者の名称及び所在地、当該源泉徴収に係る支払の相手先である非居住者又は外国法人の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、支払の内容、相互協議の対象となる期間等</p> <p>ト 当該申入れが、個人の居住地国の決定に係るものである場合には、当該個人の氏名、住所又は居所、相互協議の対象となる期間等</p> <p>チ その他参考となる事項</p> <p>(注) ハからへまでに掲げる場合に該当する場合には、我が国において相互協議の申立ては行われず、相手国の権限ある当局からの申入れにより相互協議が開始されることに留意する。また、トに掲げる場合に該当する場合には、当該個人から相互協議の申立てが行われない場合があることに留意する。</p> <p>(2) 庁主管課は、庁相互協議室から(1)により確定申告書等の保存措置を講じることを求められた場合には、<u>5(4)</u>に定めるところにより、保存期限を経過しても当該確定申告書</p>

改 正 後	改 正 前
<p>棄しないよう局関係課に指示する。</p> <p>(3) 庁徴収課は、庁相互協議室から(1)の通知を受けた場合には、その旨を局特別整理部門に通知する。</p> <p>(4) (同右)</p> <p>23 移転価格課税等に係る相互協議の申入れがあった場合の手続 (1)及び(2) (同右)</p> <p>(3) (1)の確認を行った場合において、当該内国法人が相互協議の申立てを行わないときは、その後の手続は 29 に定めるところによる。</p> <p>24 事前確認に係る相互協議の申入れがあった場合の手続(内国法人の場合) (1)及び(2) (同右)</p> <p>(3) (1)の確認を行った場合において、当該内国法人が相互協議の申立て又は事前確認の申出のいずれか一方又はその双方を行わないときは、その後の手続は 29 に定めるところによる。</p> <p>25 事前確認に係る相互協議の申入れがあった場合の手続(外国法人の場合) (1) (同右)</p>	<p>等を廃棄しないよう局関係課に指示する。 (新設)</p> <p>(3) 局関係課は、庁主管課から(2)の指示を受けた場合には、所轄税務署長に必要な指示を行う。</p> <p>22 移転価格課税等に係る相互協議の申入れがあった場合の手続 (1) 相手国の権限ある当局から租税条約の規定に基づく相互協議の申入れがあった場合において、当該申入れが内国法人を取引の当事者とする移転価格課税に係るものであるとき等、相互協議の結果内国法人の所得金額等が変更される可能性があるときは、庁相互協議室は、当該申入れに係る事項が租税条約において相互協議の対象とされているものでない場合を除き、当該内国法人が本事務運営指針の規定に基づく相互協議の申立てを行っているかどうかを確認する。</p> <p>(2) (1)の確認を行った場合において、当該内国法人が既に相互協議の申立てを行っているとき又は行うときは、その後の手続は第2に定めるところによる。</p> <p>(3) (1)の確認を行った場合において、当該内国法人が相互協議の申立てを行わないときは、その後の手続は 28 に定めるところによる。</p> <p>23 事前確認に係る相互協議の申入れがあった場合の手続(内国法人の場合) (1) 相手国の権限ある当局から租税条約の規定に基づく相互協議の申入れがあった場合において、当該申入れが内国法人を取引の当事者とする事前確認に係るものであるときは、庁相互協議室は、当該内国法人が本事務運営指針の規定に基づく相互協議の申立てを行っているかどうか及び移転価格事務運営要領又は連結法人に係る移転価格事務運営要領の規定に基づく事前確認の申出を行っているかどうかを確認する。</p> <p>(2) (1)の確認を行った場合において、当該内国法人が既に相互協議の申立て及び事前確認の申出の双方を行っているとき又は行うときは、その後の手続は第2に定めるところによる。</p> <p>(3) (1)の確認を行った場合において、当該内国法人が相互協議の申立て又は事前確認の申出のいずれか一方又はその双方を行わないときは、その後の手続は 28 に定めるところによる。</p> <p>24 事前確認に係る相互協議の申入れがあった場合の手続(外国法人の場合) (1) 相手国の権限ある当局から租税条約の規定に基づく相互協議の申入れがあった場合において、当該申入れが外国法人の我が国にある恒久的施設を取引の当事者とする事前確認に係るものであるときは、庁相互協議室は、当該外国法人の恒久的施設が</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(2) (1)の確認を行った場合において、当該外国法人が既に事前確認の申出を行っているとき又は行うときは、庁相互協議室は、<u>22(1)イ及びロに掲げる事項並びに当該外国法人の恒久的施設の名称及び所在地を庁主管課に通知するとともに、確定申告書等の保存措置を講じることを求め、その後の手続は22(2)及び(3)並びに27から30までに定めるところによる。</u></p> <p>(3) (1)の確認を行った場合において、当該外国法人の恒久的施設が事前確認の申出を行わないときは、その後の手続は<u>29</u>に定めるところによる。</p> <p><u>26</u> 源泉所得税に係る相互協議の申入れがあった場合の源泉徴収義務者への連絡 (同右)</p> <p><u>27</u> 資料の提出等</p> <p>(1) 庁相互協議室は、必要に応じ、相互協議の対象とされる課税を受けた者等に、資料の提出及び当該提出された資料についての説明を求める。 <u>なお、当該相互協議の対象とされる課税を受けた者等が相互協議の実施のために必要と認められる資料の提出に応じない場合に、その者が納税の猶予を受けており、かつ、7(15)イ②に該当するとして当該納税の猶予を取り消すことが相当と判断されたときは、庁相互協議室は、庁徴収課を通じて局特別整理部門に対し、その旨を通知する。</u></p> <p>(2) 同右</p> <p><u>28</u> 相互協議の合意の通知</p> <p>(1) 庁相互協議室は、相互協議において合意に至った場合には、合意に至った年月日及び合意内容を庁主管課に通知する。<u>(なお、当該通知に係る相互協議の対象となっている法人税が納税の猶予に係るものである場合には、庁徴収課にも併せて通知する。)</u></p> <p>(2) 庁主管課及び庁徴収課は、庁相互協議室から(1)の通知を受けた場合には、租税条約及び法令等の規定に基づき、相互協議の合意内容に沿った処理及び納税の猶予に係る<u>処理</u>を行うよう局関係課及び局特別整理部門に指示する。</p> <p>(3)～(5) (同右)</p>	<p>移転価格事務運営要領の規定に基づく事前確認の申出を行っているかどうかを確認する。</p> <p>(2) (1)の確認を行った場合において、当該外国法人が既に事前確認の申出を行っているとき又は行うときは、庁相互協議室は、<u>21(1)イ及びロに掲げる事項並びに当該外国法人の恒久的施設の名称及び所在地を庁主管課に通知するとともに、確定申告書等の保存措置を講じることを求め、その後の手続は21(2)及び(3)並びに26から29までに定めるところによる。</u></p> <p>(3) (1)の確認を行った場合において、当該外国法人の恒久的施設が事前確認の申出を行わないときは、その後の手続は<u>28</u>に定めるところによる。</p> <p><u>25</u> 源泉所得税に係る相互協議の申入れがあった場合の源泉徴収義務者への連絡 相手国の権限ある当局から租税条約の規定に基づく相互協議の申入れがあった場合において、当該申入れが我が国の源泉徴収義務者が行った源泉徴収に係るものであるときは、庁相互協議室は、相手国の権限ある当局から相互協議の申入れがあった旨を、源泉徴収義務者に通知する。</p> <p><u>26</u> 資料の提出等</p> <p>(1) 庁相互協議室は、必要に応じ、相互協議の対象とされる課税を受けた者等に、資料の提出及び当該提出された資料についての説明を求める。</p> <p>(2) 庁相互協議室は、必要に応じ、(1)により提出された資料のうち外国語で記載された資料については、日本語訳を添付するよう求める。</p> <p><u>27</u> 相互協議の合意の通知</p> <p>(1) 庁相互協議室は、相互協議において合意に至った場合には、合意に至った年月日及び合意内容を庁主管課に通知する。</p> <p>(2) 庁主管課は、庁相互協議室から(1)の通知を受けた場合には、租税条約及び法令等の規定に基づき、相互協議の合意内容に沿った処理を行うよう局関係課に指示する。</p> <p>(3) 局関係課は、庁主管課から(2)の指示を受けた場合には、申立者の納税地の所轄税務署長に、相互協議の合意内容に沿った処理を行うために必要な指示を行う。</p>

改正後	改正前
<p>29 相互協議の終了</p> <p>(1) (同右)</p> <p>イ (同右)</p> <p>ロ 23(1)の確認を行った場合において、当該内国法人(連結子法人にあつては、その連結親法人)が、相互協議の申立てを行わない場合</p> <p>ハ 24(1)の確認を行った場合において、当該内国法人(連結子法人にあつては、その連結親法人)が、相互協議の申立てと事前確認の申出のいずれか一方又はその双方を行わない場合</p> <p>ニ 25(1)の確認を行った場合において、当該外国法人の恒久的施設が、事前確認の申出を行わない場合</p> <p>ホ～ト (同右)</p> <p>(2) 庁相互協議室は、(1)の相互協議終了の申入れについて相手国の権限ある当局の同意が得られた場合又は相手国の権限ある当局からの相互協議終了の申入れについて同意した場合には、相互協議を終了した旨を庁主管課に通知する。<u>(なお、当該通知に係る相互協議の対象となっている法人税が納税の猶予に係るものである場合には、庁徴収課にも併せて通知する。)</u></p> <p>(3) 庁徴収課は、庁相互協議室から(2)の通知を受けた場合には、法令等の規定に基づ</p>	<p>(4) 庁相互協議室は、我が国の源泉徴収義務者が行った源泉徴収に係る相互協議において合意に至った場合には、源泉徴収義務者に合意内容を説明する。</p> <p>(5) 相互協議の合意により我が国の源泉徴収義務者が納付した源泉所得税の全部又は一部を還付することとなった場合の還付処理については、対象となった源泉所得税が自主納付によるものであるときは、原則として、源泉徴収義務者から提出された「源泉所得税の誤納額還付請求書」に基づいて還付する。この場合、庁相互協議室は、源泉徴収義務者に「源泉所得税の誤納額還付請求書」の提出を求める。また、対象となった源泉所得税が納税告知を受けて納付されたものであるときは、「源泉所得税の誤納額還付請求書」の提出を求めることなく、職権還付によるものとする。</p> <p>28 相互協議の終了</p> <p>(1) 庁相互協議室は、次に掲げる場合には、相手国の権限ある当局に、相互協議の終了を申し入れる。</p> <p>イ 相互協議の申入れに係る事項が、租税条約において相互協議の対象とされているものでない場合</p> <p>ロ 22(1)の確認を行った場合において、当該内国法人(連結子法人にあつては、その連結親法人)が、相互協議の申立てを行わない場合</p> <p>ハ 23(1)の確認を行った場合において、当該内国法人(連結子法人にあつては、その連結親法人)が、相互協議の申立てと事前確認の申出のいずれか一方又はその双方を行わない場合</p> <p>ニ 24(1)の確認を行った場合において、当該外国法人の恒久的施設が、事前確認の申出を行わない場合</p> <p>ホ 相互協議の対象とされる課税を受けた者等から、相互協議に必要な資料の提出等について協力が得られない場合</p> <p>ヘ 我が国又は相手国における課税後相当期間が経過している等の理由から、相互協議に必要な資料を収集することができない場合</p> <p>ト その他相互協議を継続しても適切な解決に至ることができないと認められる場合</p> <p>(2) 庁相互協議室は、(1)の相互協議終了の申入れについて相手国の権限ある当局の同意が得られた場合又は相手国の権限ある当局からの相互協議終了の申入れについて同意した場合には、相互協議を終了した旨を庁主管課に通知する。</p> <p>(新設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>き、納税の猶予に係る処理を行うよう局特別整理部門に指示する。</p> <p>(4) (同右)</p> <p>30 確定申告書等の保存措置の解除</p> <p>(1) 庁相互協議室は、<u>22</u>(1)により庁主管課に確定申告書等の保存措置を講じることを求めた後、相互協議において合意に至ったこと又は相互協議が合意に至らず終了したことにより当該確定申告書等の保存措置が必要でなくなった場合には、その旨を庁主管課に通知する。</p> <p>(2)及び(3) (同右)</p> <p>第4 居住者・内国法人等からの申立てに基づかない相互協議の申入れ</p> <p>31 居住者・内国法人等からの申立てに基づかない相互協議の申入れ (同右)</p> <p>32 確定申告書等の保存措置等</p> <p>(1) 庁相互協議室は、<u>31</u>の申入れを行った場合には、その旨及び当該申入れの概要を庁主管課に通知するとともに、確定申告書等の保存措置を講じることを求める。</p>	<p>(3) 庁相互協議室は、相互協議を終了した場合において、当該相互協議が我が国の源泉徴収義務者が行った源泉徴収に係るものである場合には、相互協議を終了した旨を源泉徴収義務者に連絡する。</p> <p>29 確定申告書等の保存措置の解除</p> <p>(1) 庁相互協議室は、<u>21</u>(1)により庁主管課に確定申告書等の保存措置を講じることを求めた後、相互協議において合意に至ったこと又は相互協議が合意に至らず終了したことにより当該確定申告書等の保存措置が必要でなくなった場合には、その旨を庁主管課に通知する。</p> <p>(2) 庁主管課は、庁相互協議室から(1)の通知を受けたときは、当該保存措置を解除するよう局関係課に指示する。</p> <p>(3) 局関係課は、庁主管課から(2)の指示を受けたときは、所轄税務署長に必要な指示を行う。</p> <p>第4 居住者・内国法人等からの申立てに基づかない相互協議の申入れ</p> <p>30 居住者・内国法人等からの申立てに基づかない相互協議の申入れ 庁相互協議室は、第2の6に定める相互協議の申立てがない場合であっても、必要に応じ、相手国の権限ある当局に相互協議の申入れを行う。</p> <p>(注) 居住者・内国法人等からの相互協議の申立てによらず相手国の権限ある当局に相互協議の申入れを行うのは、例えば次のような場合である。</p> <p>イ 先に行われた相互協議の合意について、申立者等から提出され当該合意の基礎となった資料に虚偽の記載があったことなどを理由として、相手国の権限ある当局に当該合意の取消しを求める場合</p> <p>ロ 先に行われた事前確認に係る相互協議の合意において設定された重要な前提条件が満たされなかったことを理由として、相手国の権限ある当局に再協議を求める場合</p> <p>ハ 先に行われた事前確認に係る相互協議の合意について、移転価格事務運営要領5-19又は連結法人に係る移転価格事務運営要領5-19に定める取消事由が生じたことを理由として、相手国の権限ある当局に当該合意の取消しを求める場合</p> <p>31 確定申告書等の保存措置等</p> <p>(1) 庁相互協議室は、<u>30</u>の申入れを行った場合には、その旨及び当該申入れの概要を庁主管課に通知するとともに、確定申告書等の保存措置を講じることを求め</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(2) 庁主管課は、庁相互協議室から(1)により確定申告書等の保存措置を講じることを求められた場合には、<u>5(5)</u>に定めるところにより局関係課に指示する。</p> <p>(3) (同右)</p> <p>(4) <u>27</u>から<u>30</u>までは、<u>31</u>の申入れにより開始される相互協議に準用する。</p> <p><u>33</u>相互協議の申入れを行った旨の通知等</p> <p>(1) 庁相互協議室は、相手国の権限ある当局に<u>31</u>の申入れを行った場合には、当該相互協議の対象である課税に係る居住者若しくは内国法人等(当該課税の対象である取引の当事者の内国法人等が連結子法人である場合には、その連結親法人。以下<u>33</u>において同じ。)又は当該相互協議の対象である事前確認の申出者である内国法人等に対し、次の事項を通知する。</p> <p>イ～ホ (同右)</p> <p>(2)及び(3) (同右)</p>	<p>る。</p> <p>(2) 庁主管課は、庁相互協議室から(1)により確定申告書等の保存措置を講じることを求められた場合には、<u>5(4)</u>に定めるところにより局関係課に指示する。</p> <p>(3) 局関係課は、庁主管課から(2)の指示を受けた場合には、相互協議の申入れの対象となった居住者・内国法人等(当該申入れが連結子法人に係るものである場合には、その連結親法人及び当該連結子法人)の所轄税務署長に必要な指示を行う。</p> <p>(4) <u>26</u>から<u>29</u>までは、<u>30</u>の申入れにより開始される相互協議に準用する。</p> <p><u>32</u>相互協議の申入れを行った旨の通知等</p> <p>(1) 庁相互協議室は、相手国の権限ある当局に<u>30</u>の申入れを行った場合には、当該相互協議の対象である課税に係る居住者若しくは内国法人等(当該課税の対象である取引の当事者の内国法人等が連結子法人である場合には、その連結親法人。以下<u>32</u>において同じ。)又は当該相互協議の対象である事前確認の申出者である内国法人等に対し、次の事項を通知する。</p> <p>イ 当該申入れを行った年月日 ロ 当該申入れを行った相手国 ハ 当該申入れの内容 ニ 当該申入れを行った理由 ホ その他参考となる事項</p> <p>(2) 庁相互協議室は、相互協議において合意に至った場合には、(1)の通知を行った居住者又は内国法人等に対し、当該合意の内容を通知する。</p> <p>(3) 庁相互協議室は、相互協議が合意に至ることなく終了した場合には、(1)の通知を行った居住者又は内国法人等に対し、その旨を通知する。</p>

相互協議の申立てに期間制限のある条約

相手国	申立ての期間制限	相手国	申立ての期間制限
アメリカ合衆国	3年以内	ハンガリー	3年以内
イスラエル	3年以内	バングラデシュ	3年以内
インド	3年以内	フィリピン	3年以内
インドネシア	3年以内	フランス	3年以内
<u>ベトナム</u>	3年以内	ブルガリア	3年以内
英国	3年以内又は 課税年度終了後 6年以内	ポーランド	3年以内
カナダ	2年以内	<u>マレーシア</u>	3年以内
シンガポール	3年以内	南アフリカ共和国	3年以内
スウェーデン	3年以内	メキシコ	3年以内
タイ	3年以内	ルクセンブルグ	3年以内
大韓民国	3年以内	旧ソ連邦	3年以内
中華人民共和国	3年以内		
<u>ノルウェー</u>	3年以内		

注1：上記の申立ての期間制限は、条約に適合しない課税に係る措置の最初の通知の日から起算する。

注2：旧ソ連邦条約は、アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、キルギス、グルジア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ、ロシアにそれぞれ適用される。

相互協議の申立てに期間制限のある条約

相手国	申立ての期間制限	相手国	申立ての期間制限
アメリカ合衆国	3年以内	ハンガリー	3年以内
イスラエル	3年以内	バングラデシュ	3年以内
インド	3年以内	フィリピン	3年以内
インドネシア	3年以内	フランス	3年以内
<u>ヴェトナム</u>	3年以内	ブルガリア	3年以内
カナダ	2年以内	ポーランド	3年以内
シンガポール	3年以内	<u>マレーシア</u>	3年以内
スウェーデン	3年以内	南アフリカ共和国	3年以内
タイ	3年以内	メキシコ	3年以内
大韓民国	3年以内	ルクセンブルグ	3年以内
中華人民共和国	3年以内	旧ソ連邦	3年以内
<u>ノールウェー</u>	3年以内		

注1：上記の申立ての期間制限は、条約に適合しない課税に係る措置の最初の通知の日から起算する。

注2：旧ソ連邦条約は、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、キルギス、グルジア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドヴァ、ロシアにそれぞれ適用される。

改正後

改正前

(同右)

(次葉)

(申立ての対象となる事実の概要及び申立ての理由等)

(添付書類)

(連結子法人又は国外関連者が複数ある場合の追加記入欄)

連 結 子 法 人	(フリガナ) 法 人 名	
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒 () 局 署
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名	
	責 任 者 氏 名	(役職名) 電話 () -
	事 業 種 目	
国 外 関 連 者	名 称	
	本 店 所 在 地	
	申立ての対象となる取 引等を有する国内の者 との関係	
	相手国での相互協議申立ての有無	<input type="checkbox"/> 有 (西暦 年 月 日) <input type="checkbox"/> 無

(注) 各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。

税理士署名押印 _____ 印

※ 税務署処理欄 部門 _____ 決算期 _____ 業種番号 _____ 整理番号 _____ 国際相互協議室への送付日 _____ 備考 _____

※ 相互協議室処理欄 整理番号 _____ 備 考 _____

改 正 後	改 正 前																				
<p style="text-align: center;">相互協議申立書の記載要領等</p> <p>1 この申立書は、租税条約の規定に基づき、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和44年大蔵・自治省令第1号）（以下、「租税条約実施特例省令」といいます。）第12条《租税条約の規定に適合しない課税に対する申立ての手続》若しくは第13条《双方居住者の取扱いに係る協議に関する申立ての手続》又は遺産、相続及び贈与に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の実施に伴う相続税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和44年大蔵省令第36号）（以下、「相続税法実施特例省令」といいます。）第3条《二重課税に関する申立ての手続》の規定に従って、我が国の居住者、内国法人、日本国籍を有する非居住者又は相続税法に規定する相続税又は贈与税の納税義務者が、我が国の権限ある当局と外国の権限ある当局との相互協議の申立てを行うときに使用します。</p> <p>2 相互協議の申立てに当たっては、この申立書2部及び添付資料1部を、申立者の納税地の所轄税務署長に提出してください。</p> <p>3 各欄の記載は次によります。</p> <p>(1) 「申立法人」欄は、申立者が法人である場合のみ、「連結親法人」又は「単体法人」のいずれか一つを選択し、「レ」印等を記載してください。連結法人に係る申立人は「連結親法人」となります。</p> <p>(2) 「責任者氏名」欄は、この申立てに係る責任者の氏名、役職名及び電話番号を記載してください。</p> <p>(3) 申立ての対象となる取引の当事者が「連結子法人」であるときには、「連結子法人」欄に、当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地、法人名等を記載してください。</p> <p>「連結法人」と「申立法人」との関係は、以下の通りとなります。「連結子法人」が複数ある場合には、次案に記載してください。</p> <table border="1" data-bbox="257 534 884 598"> <tr> <td>相互協議の理由</td> <td>対象取引の当事者</td> <td>「申立法人」欄</td> <td>「連結子法人」欄</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">課税・事前確認</td> <td>連結親法人</td> <td rowspan="2">連結親法人</td> <td>記載不要</td> </tr> <tr> <td>連結子法人</td> <td>要記載</td> </tr> </table> <p>(4) 「国外関連者」欄には、この申立てが移転価格課税又は事前確認に係るものである場合に当該移転価格課税又は事前確認に係る国外関連者について記載してください。「国外関連者」が複数ある場合には、次案に記載してください。</p> <p>(5) 「申立ての対象となる所得金額等」欄は、我が国又は相手国における課税により増加した所得金額及び税額（その事案が源泉徴収に関するものである場合には、源泉徴収対象金額及び税額。以下同じ。）を（連結）事業年度（年分）ごとに区分して記載してください。</p> <p>なお、源泉所得税額については金額の頭部に「(額)」と表示してください。</p> <p>(注) この申立てが相手国における課税に係るものである場合には、その課税により増加する所得金額及び税額を（連結）事業年度終了の日（個人にあつては、その年の12月31日）における外国為替銀行の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場の仲値（以下「電信売買相場の仲値」といいます。）により円換算し、その円換算額を「相手国通貨による表示」欄に通貨単位と共に記載してください。</p> <p>(6) 相互協議の申立てが、我が国における移転価格課税に起因している場合、当該移転価格課税により納付すべき法人税の額（当該相互協議の申立てに係る相手国の権限ある当局との相互協議の対象となるものに限ります。）及び当該法人税の額に係る加算税の額に係る納税の猶予申請についての希望の有無を記載してください。（なお、納税の有無を申請を行うに当たっては、別途、「納税の猶予申請書」等を提出する必要があるあります。）</p> <p>(7) (次案)の「申立ての対象となる事実の概要及び申立ての理由等」欄には、この申立ての対象となる事実、申立ての理由を、また「連結子法人又は国外関連者が複数ある場合の追加記入欄」には連結子法人又は国外関連者が複数ある場合に記載してください。</p> <p>4 この申立書には次の資料を添付してください。なお、国税庁相互協議室は、次に掲げる資料以外にも相互協議の実施のために必要と認められる資料の提出を求めることがあります。</p> <p>(1) 申立てが我が国又は相手国における課税に係るものである場合には、更正通知書等当該課税の事実を証する書類の写し、当該課税に係る事実関係の詳細及び当該課税に対する申立書又はその国外関連者の主張の概要を記載した書面（課税に至っていない場合には、課税を受けるに至ると認められる事情の詳細及び当該事情に対する申立書又はその国外関連者の主張の概要を記載した書面）</p> <p>(2) 申立書又はその国外関連者が当該課税について不服申立て又は訴訟を行っている場合には、(1)に掲げる資料に加え、不服申立て又は訴訟を行っている旨及び申立書又はその国外関連者の主張の概要を記載した書面並びに不服申立書又は訴状の写し</p> <p>(3) 当該課税が移転価格課税に係るものである場合には、(1)に掲げる資料に加え、当該申立ての対象となる取引の当事者間の直接若しくは間接の資本関係又は実質的支配関係を示す資料</p> <p>(4) 申立てが租税条約実施特例省令第13条《双方居住者の取扱いに係る協議に関する申立ての手続》に係るものであり、かつ、租税条約又はこれに付属する政府間の取決めに於いて相互協議を行うに当たり考慮すべき事項が定められている場合には、(1)に掲げる資料に加え、その定められている事項に関する資料</p> <p>(5) 申立書又はその国外関連者が相手国の権限ある当局に相互協議の申立てを行っている場合には、その旨を証する書類の写し</p> <p>(6) その他協議の参考となる資料</p> <p>5 この申立書に添付する書類のうち外国語のものについては、日本語訳を添付してください。</p> <p>6 国税庁相互協議室への連絡</p> <p>(1) この申立書又は添付書類その他の提出資料に誤り又は重要な変更があった場合には、遅滞なく国税庁相互協議室に連絡してください。</p> <p>(2) 相手国における課税処分、不服審査又は事前確認審査の進捗状況等については、遅滞なく国税庁相互協議室に連絡してください。</p> <p>7 その他</p> <p>(1) 相互協議の申立てについては、国税庁相互協議室（相互協議第一係：03-3581-4161（代表））で事前相談に応じています。</p> <p>(2) 相互協議は、平成13年6月25日付官協1-39他7課共同「相互協議の手続について」（事務運営指針）（平成19年3月30日改正）により行われています。この事務運営指針は、国税庁相互協議室で入手でき、また、国税庁のホームページ（http://www.nta.go.jp/）でも閲覧できます。</p>	相互協議の理由	対象取引の当事者	「申立法人」欄	「連結子法人」欄	課税・事前確認	連結親法人	連結親法人	記載不要	連結子法人	要記載	<p style="text-align: center;">相互協議申立書の記載要領等</p> <p>1 この申立書は、租税条約の規定に基づき、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和44年大蔵・自治省令第1号）（以下、「租税条約実施特例省令」といいます。）第12条《租税条約の規定に適合しない課税に対する申立ての手続》若しくは第13条《双方居住者の取扱いに係る協議に関する申立ての手続》又は遺産、相続及び贈与に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の実施に伴う相続税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和44年大蔵省令第3号）（以下、「相続税法実施特例省令」といいます。）第3条《二重課税に関する申立ての手続》の規定に従って、我が国の居住者、内国法人、本国籍を有する非居住者又は相続税法に規定する相続税又は贈与税の納税義務者が、我が国の権限ある当局と外国の権限ある当局との相互協議の申立てを行うときに使用します。</p> <p>2 相互協議の申立てに当たっては、この申立書2部及び添付資料1部を、申立者の納税地の所轄税務署長に提出してください。</p> <p>3 各欄の記載は次によります。</p> <p>(1) 「申立法人」欄は、申立者が法人である場合のみ、「連結親法人」又は「単体法人」のいずれか一つを選択し、「レ」印等を記載してください。連結法人に係る申立人は「連結親法人」となります。</p> <p>(2) 「責任者氏名」欄は、この申立てに係る責任者の氏名、役職名及び電話番号を記載してください。</p> <p>(3) 申立ての対象となる取引の当事者が「連結子法人」であるときには、「連結子法人」欄に、当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地、法人名等を記載してください。</p> <p>「連結法人」と「申立法人」との関係は、以下の通りとなります。「連結子法人」が複数ある場合には、次案に記載してください。</p> <table border="1" data-bbox="1220 558 1848 630"> <tr> <td>相互協議の理由</td> <td>対象取引の当事者</td> <td>「申立法人」欄</td> <td>「連結子法人」欄</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">課税・事前確認</td> <td>連結親法人</td> <td rowspan="2">連結親法人</td> <td>記載不要</td> </tr> <tr> <td>連結子法人</td> <td>要記載</td> </tr> </table> <p>(4) 「国外関連者」欄には、この申立てが移転価格課税又は事前確認に係るものである場合に当該移転価格課税又は事前確認に係る国外関連者について記載してください。「国外関連者」が複数ある場合には、次案に記載してください。</p> <p>(5) 「申立ての対象となる所得金額等」欄は、我が国又は相手国における課税により増加した所得金額及び税額（その事案が源泉徴収に関するものである場合には、源泉徴収対象金額及び税額。以下同じ。）を（連結）事業年度（年分）ごとに区分して記載してください。</p> <p>なお、源泉所得税額については金額の頭部に「(額)」と表示してください。</p> <p>(注) この申立てが相手国における課税に係るものである場合には、その課税により増加する所得金額及び税額を（連結）事業年度終了の日（個人にあつては、その年の12月31日）における外国為替銀行の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場の仲値（以下「電信売買相場の仲値」といいます。）により円換算し、その円換算額を「相手国通貨による表示」欄に通貨単位と共に記載してください。</p> <p>(6) (次案)の「申立ての対象となる事実の概要及び申立ての理由等」欄には、この申立ての対象となる事実、申立ての理由を、また「連結子法人又は国外関連者が複数ある場合の追加記入欄」には連結子法人又は国外関連者が複数ある場合に記載してください。</p> <p>4 この申立書には次の資料を添付してください。なお、国税庁相互協議室は、次に掲げる資料以外にも相互協議の実施のために必要と認められる資料の提出を求めることがあります。</p> <p>(1) 申立てが我が国又は相手国における課税に係るものである場合には、更正通知書等当該課税の事実を証する書類の写し、当該課税に係る事実関係の詳細及び当該課税に対する申立書又はその国外関連者の主張の概要を記載した書面（課税に至っていない場合には、課税を受けるに至ると認められる事情の詳細及び当該事情に対する申立書又はその国外関連者の主張の概要を記載した書面）</p> <p>(2) 申立書又はその国外関連者が当該課税について不服申立て又は訴訟を行っている場合には、(1)に掲げる資料に加え、不服申立て又は訴訟を行っている旨及び申立書又はその国外関連者の主張の概要を記載した書面並びに不服申立書又は訴状の写し</p> <p>(3) 当該課税が移転価格課税に係るものである場合には、(1)に掲げる資料に加え、当該申立ての対象となる取引の当事者間の直接若しくは間接資本関係又は実質的支配関係を示す資料</p> <p>(4) 申立てが租税条約実施特例省令第13条《双方居住者の取扱いに係る協議に関する申立ての手続》に係るものであり、かつ、租税条約又はこれに付属する政府間の取決めに於いて相互協議を行うに当たり考慮すべき事項が定められている場合には、(1)に掲げる資料に加え、その定められている事項に関する資料</p> <p>(5) 申立書又はその国外関連者が相手国の権限ある当局に相互協議の申立てを行っている場合には、その旨を証する書類の写し</p> <p>(6) その他協議の参考となる資料</p> <p>5 この申立書に添付する書類のうち外国語のものについては、日本語訳を添付してください。</p> <p>6 国税庁相互協議室への連絡</p> <p>(1) この申立書又は添付書類その他の提出資料に誤り又は重要な変更があった場合には、遅滞なく国税庁相互協議室に連絡してください。</p> <p>(2) 相手国における課税処分、不服審査又は事前確認審査の進捗状況等については、遅滞なく国税庁相互協議室に連絡してください。</p> <p>7 その他</p> <p>(1) 相互協議の申立てについては、国税庁相互協議室（相互協議第一係：03-3581-4161（代表））で事前相談に応じています。</p> <p>(2) 相互協議は、平成13年6月25日付官協1-39他7課共同「相互協議の手続について」（事務運営指針）（平成17年6月8日改正）により行われています。この事務運営指針は、国税庁相互協議室で入手でき、また、国税庁のホームページ（http://www.nta.go.jp/）でも閲覧できます。</p>	相互協議の理由	対象取引の当事者	「申立法人」欄	「連結子法人」欄	課税・事前確認	連結親法人	連結親法人	記載不要	連結子法人	要記載
相互協議の理由	対象取引の当事者	「申立法人」欄	「連結子法人」欄																		
課税・事前確認	連結親法人	連結親法人	記載不要																		
	連結子法人		要記載																		
相互協議の理由	対象取引の当事者	「申立法人」欄	「連結子法人」欄																		
課税・事前確認	連結親法人	連結親法人	記載不要																		
	連結子法人		要記載																		

改 正 後

改 正 前

(同右)

別 紙 様 式 2

官 協 ○ - ○

平成○年○月○日

法人名及び法人の代表者氏名

又 は
氏 名 殿

国 税 庁 長 官

○ ○ ○ ○

相互協議の合意について（通知）

貴社（あなた）から平成 年 月 日付で申立てのあった下記1の法人に係る
相互協議については、下記2のとおり合意が成立しましたから通知します。

記

- 1 相互協議の申立て
 - (1) 申立て対象取引を有する法人名
 - (2) 相手国
 - (3) 申立ての内容

- 2 合意内容

改 正 後

改 正 前

(同右)

別 紙 様 式 3

官 協 ○ - ○

平成○年○月○日

法人名及び法人の代表者氏名

又 は 氏 名 殿

国 税 庁 長 官

○ ○ ○ ○

相互協議の終了について（通知）

貴社（あなた）から平成 年 月 日付で申立てのあった下記1の法人に係る相互協議については、下記2の理由により合意に至ることなく相互協議を終了しましたから通知します。

記

- 1 相互協議の申立て
 - (1) 申立て対象取引を有する法人名
 - (2) 相手国
 - (3) 申立ての内容

- 2 相互協議を終了した理由

(同右)

別紙様式 4

相互協議申立ての取下書

※ 整理番号	
※ 連絡グループ整理番号	

税務署受付印 平成 年 月 日 国税庁長官 殿	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人	(フリガナ) 法人名又は氏名		印
	連単	納税地	〒 -	
	結体	(フリガナ) 法人の代表者氏名		印
	親法	(フリガナ) 責任者氏名 (役職名)		
法人		電話 () - (内線)		
		事業種目		資本金 百万円

租税条約の規定に基づき、平成 年 月 日付で提出した、権限ある当局間の相互協議の申立ての(全部)を
取り下げます。

連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名		
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 -	(局 署)
	(フリガナ) 代表者氏名		
	責任者氏名 (役職名)		電話 () -
	事業種目		

(一部取下げの場合の取り下げの事項)

(全部取下げ又は一部取下げの理由)

(注) 各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。

税理士署名押印		印
---------	--	---

※ 税務署処理欄	部門	決算期	業種	整理簿	国税庁監査の対応	備考
----------	----	-----	----	-----	----------	----

※ 相互協議室処理欄	整理番号		備考
------------	------	--	----

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">相互協議申立ての取下書の記載要領等</p> <p>1 この取下書は、租税条約の規定に基づき、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和44年大蔵・自治省令第1号）（以下、「租税条約実施特例省令」といいます。）第12条《租税条約の規定に適合しない課税に対する申立ての手続》若しくは第13条《双方居住者の取扱いに係る協議に関する申立ての手続》又は遺産、相続及び贈与に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の実施に伴う相続税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和44年大蔵省令第36号）（以下、「相続税法実施特例省令」といいます。）第3条《二重課税に関する申立ての手続》の規定に従って、我が国の居住者、内国法人、日本国籍を有する非居住者又は相続税法に規定する相続税又は贈与税の納税義務者が、我が国の権限ある当局と外国の権限ある当局との相互協議の申立てを行った後に、「相互協議を申し入れない旨の通知」、「相互協議の合意の通知」、及び「相互協議の終了の通知」を受けるまでの間、申立者が相互協議の申立てを取り下げるときに、使用します。</p> <p>2 相互協議の申立ての取下げに当たっては、この取下書2部を、申立者の納税地の所轄税務署長に提出してください。</p> <p>3 各欄の記載は次によります。</p> <p>(1) 「提出法人」欄は、申立者が法人であった場合のみ、「連結親法人」又は「単体法人」のいずれか一つを選択し、「レ」印等を記載してください。連結法人に係る提出法人は「連結親法人」となります。</p> <p>(2) 「責任者氏名」欄は、この申立てに係る責任者の氏名、役職名及び電話番号を記載してください。</p> <p>(3) 申立ての対象となった取引の当事者が「連結子法人」であるときには、「連結子法人」欄に、当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地、法人名等を記載してください。なお、「連結子法人」が複数ある場合には、適宜の用紙に記載してください。</p> <p>(4) 「権限ある当局間の相互協議申立ての（全部・一部）を取り下げます」欄は、「全部」又は「一部」のいずれか一つを選択し、不必要なものを二重線にて削除してください。</p> <p>(5) 「一部取下げの場合の取り下げる事項」欄には、この取下書の提出によって取り下げる取引について簡記してください。</p> <p>(6) 「全部取下げ又は一部取下げの理由」欄については、取下げを行う理由を簡記してください。</p> <p>4 その他 相互協議は、平成13年6月25日付官協1-39他7課共同「相互協議の手続について」（事務運営指針）（平成19年3月30日改正）により行われています。この事務運営指針は、国税庁相互協議室で入手でき、また、国税庁のホームページ（http://www.nta.go.jp/）でも閲覧できます。</p>	<p style="text-align: center;">相互協議申立ての取下書の記載要領等</p> <p>1 この取下書は、租税条約の規定に基づき、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和44年大蔵・自治省令第1号）（以下、「租税条約実施特例省令」といいます。）第12条《租税条約の規定に適合しない課税に対する申立ての手続》若しくは第13条《双方居住者の取扱いに係る協議に関する申立ての手続》又は遺産、相続及び贈与に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の実施に伴う相続税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和44年大蔵省令第36号）（以下、「相続税法実施特例省令」といいます。）第3条《二重課税に関する申立ての手続》の規定に従って、我が国の居住者、内国法人、日本国籍を有する非居住者又は相続税法に規定する相続税又は贈与税の納税義務者が、我が国の権限ある当局と外国の権限ある当局との相互協議の申立てを行った後に、「相互協議を申し入れない旨の通知」、「相互協議の合意の通知」、及び「相互協議の終了の通知」を受けるまでの間、申立者が相互協議の申立てを取り下げるときに、使用します。</p> <p>2 相互協議の申立ての取下げに当たっては、この取下書2部を、申立者の納税地の所轄税務署長に提出してください。</p> <p>3 各欄の記載は次によります。</p> <p>(1) 「提出法人」欄は、申立者が法人であった場合のみ、「連結親法人」又は「単体法人」のいずれか一つを選択し、「レ」印等を記載してください。連結法人に係る提出法人は「連結親法人」となります。</p> <p>(2) 「責任者氏名」欄は、この申立てに係る責任者の氏名、役職名及び電話番号を記載してください。</p> <p>(3) 申立ての対象となった取引の当事者が「連結子法人」であるときには、「連結子法人」欄に、当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地、法人名等を記載してください。なお、「連結子法人」が複数ある場合には、適宜の用紙に記載してください。</p> <p>(4) 「権限ある当局間の相互協議申立ての（全部・一部）を取り下げます」欄は、「全部」又は「一部」のいずれか一つを選択し、不必要なものを二重線にて削除してください。</p> <p>(5) 「一部取下げの場合の取り下げる事項」欄には、この取下書の提出によって取り下げる取引について簡記してください。</p> <p>(6) 「全部取下げ又は一部取下げの理由」欄については、取下げを行う理由を簡記してください。</p> <p>4 その他 相互協議は、平成13年6月25日付官協1-39他7課共同「相互協議の手続について」（事務運営指針）（平成17年6月8日改正）により行われています。この事務運営指針は、国税庁相互協議室で入手でき、また、国税庁のホームページ（http://www.nta.go.jp/）でも閲覧できます。</p>

(同右)

別紙様式 5

- 連結加入等法人の相互協議申立ての継続届出書
- 連結離脱等法人の相互協議申立ての継続届出書

※	整理番号	
※	連結グループ整理番号	

税務署受付印 平成 年 月 日 国税庁長官 殿	法人 <input type="checkbox"/> 単 <input type="checkbox"/> 連	(フリガナ) 法 人 名			
	結 体	納 税 地	千 一		
	親 法	(フリガナ) 代 表 者 氏 名			
	法 人	(フリガナ) 責 任 者 氏 名	(役職名) 電話 () - (内線)		
		事 業 種 目	資 本 金	百 万 円	
		連結法人となった日又は連結法人以外の法人となった日	年 月 日		

相互協議申立ての対象取引に関して、相互協議の申立てを継続します。

相互協議申立て時の状況 国 外 関 連 者	申立法人 <input type="checkbox"/> 単 <input type="checkbox"/> 連	(フリガナ) 法 人 名			
	結 体	本店又は主たる事務所の所在地	千 一 (局 署)		
	法 人	(フリガナ) 代 表 者 氏 名			
		責 任 者 氏 名	(役職名) 電話 () -		
		事 業 種 目	資 本 金	百 万 円	
	相互協議申立書提出年月日	年 月 日			
	相互協議申立ての理由	<input type="checkbox"/> 事前確認 <input type="checkbox"/> 我が国課税 <input type="checkbox"/> 相手国課税 (課税年月日:西暦 年 月 日) <input type="checkbox"/> その他			
	相互協議の相手国				
	名 称				
	本店所在地				
	申立ての対象となる取引等を有する国内の者との関係				

(注) 各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。

税 理 士 署 名 押 印		印
---------------	--	---

※ 税 務 署 処 理 欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	整 理 簿	国 際 相 互 協 議 室 の 発 送 日	備 考
---------------	-----	-------	---------	-------	-----------------------	-----

※ 相互協議室処理欄	整理番号	備 考
------------	------	-----

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">連結加入等法人の相互協議申立ての継続又は連結離脱等法人の相互協議申立ての継続届出書の記載要領</p> <p>1 この届出書は、租税特別措置法第 66 条の 4 の 2 第 1 項又は同法第 68 条の 88 の 2 第 1 項の規定に基づき、租税条約の規定に従い、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和 44 年大蔵・自治省令第 1 号）（以下、「租税条約実施特例省令」といいます。）第 12 条《租税条約の規定に適合しない課税に対する申立ての手続》の規定に従って、我が国の内国法人又は連結法人が、我が国の権限ある当局と外国の権限ある当局との相互協議の申立てを行った後に、「相互協議を申し入れない旨の通知」、「相互協議の合意の通知」、及び「相互協議の終了の通知」を受けるまでの間に、納税方式に異動が生じ、連結法人となった場合、若しくは他の連結グループの連結法人となった場合、又は連結法人から連結法人以外の法人（単体法人）となった場合で、これらの変更後の法人が引き続きその相互協議の申立てを行うときに使用します。</p> <p>2 この届出書は、相互協議申立書を提出した法人が連結法人となった場合、又は相互協議申立書を提出した連結法人が他の連結グループの連結法人となった場合には、その連結親法人が納税地の所轄税務署長に、また相互協議申立書を提出した連結法人が連結法人以外の法人となった場合には、当該申立ての対象となった取引等を有する法人が納税地の所轄税務署長に速やかに 3 部提出してください。</p> <p>3 記載上の注意事項</p> <p>(1) 表題の「連結加入等法人の相互協議申立ての継続届出書」又は「連結離脱等法人の相互協議申立て継続届出書」については、該当するいずれかの□にレ印を付してください。なお、他の連結グループの連結法人となった場合には双方の□にレ印を付してください。また、「連結法人となった日又は連結法人以外の法人となった日」欄には、変更が生じた日付を記載願います。</p> <p>(2) 相互協議の申立書を提出した内国法人が連結法人となった場合、又は他の連結グループの連結法人となった場合の届出については、「届出法人」欄の「□連結親法人」にレ印を付し、連結親法人に係る事項を記載するとともに、「相互協議申立て時の状況」欄には、当初相互協議申立書を提出した連結親法人又は単体法人に係る事項を記載してください。なお、連結法人が他の連結グループの連結法人となった場合には、「相互協議申立て時の状況」欄の「申立法人」欄の「□連結法人」にレ印を付し、連結親法人に係る事項を記載するとともに、当該連結法人の連結子法人が相互協議の対象となった取引を有する場合には適宜の用紙に当該連結子法人の概要を記載し、本件届出書に添付して提出してください。</p> <p>(3) 相互協議の申立書を提出した内国法人が連結法人以外の法人となった場合の届出については、「届出法人」欄の「□単体法人」にレ印を付し、単体法人に係る事項を記載するとともに、「相互協議申立て時の状況」欄には、「申立法人」欄の「□連結法人」にレ印を付し、当初相互協議申立書を提出した連結親法人に係る事項を記載してください。</p> <p>4 その他 相互協議は、平成 13 年 6 月 25 日付官協 1-39 他 7 課共同「相互協議の手続について」（事務運営指針）（平成 19 年 3 月 30 日改正）により行われています。この事務運営指針は、国税庁相互協議室で入手でき、また、国税庁のホームページ（http://www.nta.go.jp/）でも閲覧できます。</p>	<p style="text-align: center;">連結加入等法人の相互協議申立ての継続又は連結離脱等法人の相互協議申立ての継続届出書の記載要領</p> <p>1 この届出書は、租税条約の規定に基づき、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和 44 年大蔵・自治省令第 1 号）（以下、「租税条約実施特例省令」といいます。）第 12 条《租税条約の規定に適合しない課税に対する申立ての手続》の規定に従って、我が国の内国法人又は連結法人が、我が国の権限ある当局と外国の権限ある当局との相互協議の申立てを行った後に、「相互協議を申し入れない旨の通知」、「相互協議の合意の通知」、及び「相互協議の終了の通知」を受けるまでの間に、納税方式に異動が生じ、連結法人となった場合、若しくは他の連結グループの連結法人となった場合、又は連結法人から連結法人以外の法人（単体法人）となった場合で、これらの変更後の法人が引き続きその相互協議の申立てを行うときに使用します。</p> <p>2 この届出書は、相互協議申立書を提出した法人が連結法人となった場合、又は相互協議申立書を提出した連結法人が他の連結グループの連結法人となった場合には、その連結親法人が納税地の所轄税務署長に、また相互協議申立書を提出した連結法人が連結法人以外の法人となった場合には、当該申立ての対象となった取引等を有する法人が納税地の所轄税務署長に速やかに 3 部提出してください。</p> <p>3 記載上の注意事項</p> <p>(1) 表題の「連結加入等法人の相互協議申立ての継続届出書」又は「連結離脱等法人の相互協議申立て継続届出書」については、該当するいずれかの□にレ印を付してください。なお、他の連結グループの連結法人となった場合には双方の□にレ印を付してください。また、「連結法人となった日又は連結法人以外の法人となった日」欄には、変更が生じた日付を記載願います。</p> <p>(2) 相互協議の申立書を提出した内国法人が連結法人となった場合、又は他の連結グループの連結法人となった場合の届出については、「届出法人」欄の「□連結親法人」にレ印を付し、連結親法人に係る事項を記載するとともに、「相互協議申立て時の状況」欄には、当初相互協議申立書を提出した連結親法人又は単体法人に係る事項を記載してください。なお、連結法人が他の連結グループの連結法人となった場合には、「相互協議申立て時の状況」欄の「申立法人」欄の「□連結法人」にレ印を付し、連結親法人に係る事項を記載するとともに、当該連結法人の連結子法人が相互協議の対象となった取引を有する場合には適宜の用紙に当該連結子法人の概要を記載し、本件届出書に添付して提出してください。</p> <p>(3) 相互協議の申立書を提出した内国法人が連結法人以外の法人となった場合の届出については、「届出法人」欄の「□単体法人」にレ印を付し、単体法人に係る事項を記載するとともに、「相互協議申立て時の状況」欄には、「申立法人」欄の「□連結法人」にレ印を付し、当初相互協議申立書を提出した連結親法人に係る事項を記載してください。</p> <p>4 その他 相互協議は、平成 13 年 6 月 25 日付官協 1-39 他 7 課共同「相互協議の手続について」（事務運営指針）（平成 17 年 7 月 8 日改正）により行われています。この事務運営指針は、国税庁相互協議室で入手でき、また、国税庁のホームページ（http://www.nta.go.jp/）でも閲覧できます。</p>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">納税の猶予申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、租税特別措置法第66条の4の2又は同法第68条の88の2の規定に基づき、内国法人が租税条約の規定に従って、国税庁長官に対し、相互協議の申立てをした場合（外国法人が租税条約の規定に基づき当該外国法人に係る相手国の権限ある当局に対し相互協議の申立てをした場合を含みます。）に、当該相互協議の申立てに係る租税特別措置法第66条の4《国外関連者との取引に係る課税の特例》第16項第1号又は同法第68条の88《連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例》第16項第1号の更正決定により納付すべき法人税の額（当該相互協議の申立てに係る相手国の権限ある当局との間の相互協議の対象となるものに限ります。）及び当該法人税の額に係る加算税の額として租税特別措置法施行令第39条の12の2《国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予の申請手続等》又は同令第39条の112の2《連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予の申請手続等》に定めるところにより計算した金額を限度として、その納期限（納税の猶予の申請が当該納期限後であるときは当該申請の日）から、相互協議の合意に基づく更正があった日^(a)の翌日から1月を経過する日までの期間について、納税の猶予の申請を行うときに使用します。</p> <p>^(a) 相互協議の終了等により、合意に基づく更正がない場合等の猶予期間の終期は、国税庁長官がその旨を通知した日の翌日から1月を経過する日となります。</p> <p>2 納税の猶予の申請に当たっては、申請者の納税地の所轄税務署長（国税局長に国税通則法第43条《国税の徴収の所轄庁》第3項の徴収の引継ぎがされているときは、当該国税局長）に、この申請書2部（正本及びその写し）及び4に掲げる添付書類2部を提出するとともに、納税の猶予に係る金額に相当する担保を提供してください。</p> <p>3 各欄の記載は次によります。</p> <p>(1) 納税の猶予申請の根拠条文については、必要のない条項を二重線で抹消してください。</p> <p>(2) 「申請者」欄は、納税の猶予を受けようとする法人の名称、所在地（その納税地と本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、名称及び納税地並びにその本店又は主たる事務所の所在地）及び代表者名を記載してください。</p> <p>(3) 「更正決定により納付すべき法人税の額」欄は、相互協議の申立てに係る租税特別措置法第66条の4第16項第1号又は同法第68条の88第16項第1号の更正決定に係る法人税の年度、納期限及び金額を記載し、備考欄にその法人税の事業年度を記載してください。</p> <p>(4) 「上記のうち納税の猶予を受けようとする金額」欄は、(3)の金額のうち納税の猶予を受けようとする法人税の年度、納期限及び金額を記載し、備考欄にその法人税の事業年度を記載してください。</p> <p>(5) 「担保」欄には、納税の猶予を受けようとする金額が50万円を超える場合には、その申請時に提供しようとする国税通則法第50条各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名又は名称及び住所又は居所（事務所及び事業所を含む。））その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）を記載してください。</p> <p>4 この申請書には次の資料を添付してください。</p> <p>(1) 相互協議の申立てをしたことを証する書面（相手国の権限ある当局に相互協議を申し立てている場合には、当該申立ての日本語訳を添付してください。）</p> <p>(2) 納税の猶予を受けようとする金額が租税特別措置法第66条の4第16項第1号又は同法第68条の88第16項第1号に掲げる更正決定により納付すべき法人税の額であること及び当該法人税の額が相互協議の対象となるものであることを明らかにする書類</p>	<p>(新設)</p>

担 保 提 供 書

税務署長 殿

年 月 日

担保提供者(納税者)

所在地

法人の名称

納税の猶予に係る下記税金の担保として、次の物件を提供します。

代表者氏名 印

年度	猶 税 目	納期限	本 税	予 税			額			担 保 物 件 の 表 示
				加 算 税	延 滞 税	利 子 税	滞 納 処 分 費	備 考		
	法人税		円	円	円	円	円	円		
		・ ・					〃			
		・ ・					〃			
		・ ・					〃			
		・ ・					〃			
		・ ・					〃			
		・ ・					〃			

納税の猶予に係る上記税金の納税担保として、上記物件の提供を承諾します。

年 月 日

担保物件の所有者

住所(所在地)

氏名(名称) 印

添付書類

改 正 後

改 正 前

(新設)

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">担保提供書の記載要領等</p> <p>1 この担保提供書は、租税特別措置法第 66 条の 4 の 2 第 1 項又は同法第 68 条の 88 の 2 第 1 項に規定する納税の猶予を受けるため担保を提供する場合に、担保提供者（納税者）が作成し、納税の猶予申請書と併せて提出してください。</p> <p>2 この担保提供書は、担保の種類ごとに別紙に記載してください。また、担保の種類に応じて、供託書の正本、抵当権を設定するために必要な書類、保証人の保証を証する書面（納税保証書）その他の担保の提供に関する書類をこの担保提供書に併せて提出してください。</p> <p>3 担保提供者と担保物件の所有者が異なる場合には、担保物件の所有者の署名押印を受け、かつ、その所有者の印鑑証明書を添付してください。</p> <p>なお、担保が保証人の保証の場合には、この担保提供書への保証人の署名押印は必要ありません。</p> <p>4 「猶予税額」欄の「備考」欄は、納税の猶予に係る法人税の事業年度を記載してください。</p>	<p>(新設)</p>

所在地	
名称	

あなた（貴社）が、この納税の猶予許可について不能があるときは、この通知を交付した日の翌日から起算して2月以内に、貴国に納税不能申請向所長に対する審査請求とのいづれかを提出しなければならないこととなります。

また、この処分に対する行政訴訟の提起に関する事項については、裏面をご確認ください。

国税国稅審判官

納税の猶予許可通知書 年 月 日

国税局長 印

年 月 日付で納税の猶予申請があったあなた（貴社）の国税については下記のとおり許可しましたから、租税特別措置法第66条の4の2第4項、租税特別措置法第68条の2第4項の規定により通知します。

年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考
猶	法人税							
子								
税								
額								
猶予期間	年 月 日から	年 月 日	租税特別措置法第66条の4の2第1項 租税特別措置法第68条の2第1項 に定める日までの期間					
該当条項	租税特別措置法 第66条の4の2第1項 該当 租税特別措置法 第68条の2第1項							

備考：「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。

連絡先 () 内線 () 担当 電話

改 正 後

改 正 前

(新設)

